

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	調査係

建設常任委員会会議録			
日 時	平成 27 年 7 月 2 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 5 9 分
場 所	第 3 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	千葉委員長、林下副委員長、石田・高橋・川畑・前田各委員		
説明員	建設部長、水道局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

過日開催されました当委員会におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任いたしました千葉でございます。もとより微力ではございますが、副委員長をはじめ各委員並びに理事者各位の御協力をいただきながら、公正で円滑な委員会運営に努めてまいり所存でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

なお、副委員長には林下委員が就任いたしましたので、御報告いたします。

初めに、改選により委員の構成が変わっておりますので、部局ごとに理事者の紹介をお願い申し上げます。

(理事者紹介)

○委員長

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、石田委員、川畑委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「一般国道 5 号忍路防災事業の進捗状況等について」

○（建設）池澤主幹

一般国道 5 号忍路防災事業について、昨年の第 2 回定例会の当委員会で報告した以降の進捗状況について御報告いたします。

まず、用地取得状況でございますが、市道及び国道関連につきましては、昨年度で全て完了しております。

次に、工事状況でございますが、資料をごらんください。

市道関連につきましては、資料左上の青色で表記しております国道 5 号から忍路市街地への入り口に位置する市道忍路海岸線において、土工、緑化、排水工等の一部を昨年に引き続き 5 月から着手しております。

次に、国道関連につきましては、資料中央の赤色で表記しております桃内地区でトンネル工事を平成 25 年 11 月に着手し、平成 25 年度はトンネル工事に必要な仮設工を実施するとともに、平成 26 年度は 810 メートルの掘削を実施し、平成 27 年度は約 700 メートルから 750 メートルの掘削工を予定していると聞いております。

資料左側の緑色で表記しております忍路地区の開削部で土工、緑化、排水工等の一部を昨年に引き続き 5 月から着手しております。

なお、事業完成の時期は未定とのことですが、今後、小樽開発建設部では早期の開通を目指し、新国道トンネルを含めた国道や市道の工事を順次進めていく予定と聞いております。

○委員長

「小樽市住宅エコリフォーム助成事業について」

○（建設）建築住宅課長

小樽市住宅エコリフォーム助成事業について報告いたします。

本事業につきましては、環境の負荷の低減と快適な住環境の促進及び市内経済の活性化に資することを目的に、平成 26 年第 4 回定例会にて、小樽市住宅エコリフォームの促進に関する条例が全会一致で可決され、平成 27 年 4 月 1 日に施行されたところです。

本条例では、市は、条例に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずることとなっておりますが、次の理由により、本事業は現時点で来年度から実施したいと考えております。

まず、本条例は、会派や立場の違いを超えて、建設常任委員会委員の皆様が何回も勉強会を重ね、市民の快適な住環境の促進を図るという思いから、議員提案により制定されたものであります。このため、今回改選により新た

に建設常任委員会委員となられた皆様にも改めて詳細な説明を行い、御検討をいただいた上で事業を実施したいこと、また、恒久的な施策とするためには国の助成を導入することが不可欠であり、本市では社会資本整備総合交付金を活用したいと考えておりますが、その要件に合うかどうか、現在、北海道と協議を行っていること、さらに本事業は、外壁や窓などの外部断熱改修工事が主な工事であり、これから実施した場合には、市民や事業者への周知及びその後の募集期間を考えると工事着手が秋以降となり、およそ事業の利用が見込めないことなどであります。

なお、秋以降の工事着手については、今定例会でも質問がありましたので、市内の建設関係 4 団体に御意見をお聞きしたいと考えております。

今後の予定スケジュールにつきましては、お手元の資料に沿って説明させていただきます。

小樽市住宅エコリフォームの促進に関する条例が平成 27 年 4 月 1 日に施行され、前建設常任委員会の皆様との勉強会で重ねた議論を基に、当部で同条例施行規則案を作成いたしました。その案を基に、社会資本整備総合交付金の導入に向け、北海道と事前協議を行っております。この規則案について、新たな委員となられた皆様にも改めて御説明申し上げ、意見をいただき、その内容を整理、検討した結果を再度説明させていただきたいと思っております。その後、北海道との協議が調った際には、当委員会に報告し、所要の手続を進めてまいりたいと考えております。

また、市民の皆様や事業者の方々に十分周知する必要があることから、本事業について早期に周知する機会などを設けてまいりたいと考えております。

○委員長

次に、今定例会において付託された議案について説明願います。

「議案第 4 号について」

○（建設）越智主幹

小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案について説明させていただきます。

このたびの市営住宅条例の一部改正についてであります。オタモイ D 及び G 住宅の用途廃止並びに塩谷 C 住宅の一部の用途廃止と福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、引用条項の変更を行うものです。

改正内容ですが、まず、条例別表第 1 の公営住宅の部のオタモイ D 及び G 住宅の項を削り、塩谷 C 住宅のうち昭和 47 年度の戸数を現在の 86 戸から 32 戸減じて 54 戸に減らし、公営住宅の部の戸数合計 3,133 戸を 3,035 戸に改め、同表の戸数総数 3,335 戸を 3,237 戸に改めます。

なお、今回、用途廃止する住宅につきましては、昭和 40 年代に建築された平屋建てのコンクリートブロック造の建物で、入居者につきましては、全て他の市営住宅等に住み替えており、今後、建物を解体することといたしております。

なお、施行期日につきましては、公布の日といたしたいと考えております。

○委員長

「議案第 10 号について」

○（建設）雪対策課長

議案第 10 号動産の取得について説明いたします。

今回提出いたしました議案は、除排雪作業に使用するロータリ除雪車の取得に係る物品契約を締結するものであります。本市が所有する除排雪機械の老朽化が進んでいるため、平成 26 年度から計画的に機械の更新を進めており、安定的な除雪体制を確保するものであります。

なお、本件につきましては、本年 5 月 27 日に入札を行い、5 月 28 日に落札業者である株式会社日本除雪機製作所と仮契約を締結しており、金額は 3,380 万 4,000 円となっております。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、公明党、共産党、民主党、石田博一議員の順といたします。

自民党。

○前田委員

◎除排雪について

新しい市長になられた森井市長は、公約の中で除雪基準を 15 センチメートルから 10 センチメートルへというようにことで市長選に出ていました。当然、15 センチメートルから 10 センチメートルになることについては、それにこしたことはないわけですが、過去を振り返ると、だんだん 10 センチメートルから 12 センチメートルとか、15 センチメートルとか、こう言っていたものがまたもとに戻ると見っていますが、15 センチメートルから 10 センチメートルの出動に至った市長の思いや背景などについて、何か御存じのことがあったらお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

市長公約にございますこの出動体制の 15 センチメートルから 10 センチメートルへの考え方でございますが、基本的には市長がこの除雪に係る公約の中で、きめ細やかな除雪をつくり上げていきたいということを考えておられまして、その中の一環として、今、2 種路線は 15 センチメートルという出動体制になってございますが、これを 10 センチメートルにすることで、より出動回数を上げ、住民に対してより細やかな除雪を提供するというところでございます。

○前田委員

きめ細やかなということ結構なことですが、この 15 センチメートル体制で苦情というのはどのようなものがあったのですか。きめ細やかでなかったのだから、どうなのですか。

○（建設）雪対策課長

毎年、除雪業務を行っていく中で、市若しくはステーションに、多くの市民の声が寄せられております。その中で、過去 5 年間を見ても、一番多い市民の声というのがやはり除雪に対する要望ということで、今回、きめ細やかな除雪ということになっていると考えてございます。

○前田委員

15 センチメートルから 10 センチメートルの出動ということになると、当然のことですが、出動回数が増すわけです。そうすると、このかき分け除雪というのは本市が主で行っている除雪ですから、玄関先に雪を置いていくということが相当前から苦情として多く寄せられているのだろうと思います。この 10 センチメートルになることによって、当然、置き雪の回数も増えてくるわけなのです。この辺の対策、苦情の対策ですよね、何か施策として考えておられますか。

○（建設）雪対策課長

この除雪出動体制の見直しに伴います置き雪の関係でございますが、市長の代表質問での答弁の中でも、置き雪については少し触れられておりましたが、まだ具体的にどのようにするということは今後の検討になってございますけれども、こういった対策についても、この検討の中で少し進めてほしいということで、今、言われてございます。

○前田委員

今聞いたのですけれども、15 センチメートルから 10 センチメートルということになって、平均降雪量によっても当然変わってきますが、出動回数はどのぐらい増すのですか。

○（建設）雪対策課長

出動回数の増加については、まだこれから検証をしているというところでございますが、具体的な数字をお示しできる状況ではないのですが、例えば 2 種路線でいきますと、昨年度は大体 15 回ぐらい出動しているということ

すので、それよりはある程度数が増大していくということで考えてございます。

○前田委員

26 年度も 15 回の出勤なのですか。そんな程度なのですか。

○（建設）雪対策課長

昨年度、6 ステーションの出勤回数の取りまとめの中では、平均すると 15 回ぐらいということで押さえてございます。

○前田委員

もう一回戻るような話になるけれども、15 センチメートルというのは、一晩に 15 センチメートル降ったら出勤するというのか、積算していつ降雪が 15 センチメートルになったら、踏み固められた中でも出ていくのか、説明してください。

○（建設）雪対策課長

出勤基準の考え方でございますけれども、基本的にその日に 15 センチメートル以上の降雪が見込まれるときという、出勤するときにそういう 15 センチメートル以上の降雪が見込まれるというときに出勤することになるということになってございます。

○前田委員

要するに、15 センチメートルということですね。積算ではなく、その日の降雪が 15 センチメートル以上予想されるときには出勤体制をとって出ると。それが年間、昨年は 15 回、各ステーション出ている。では、今回、27 年度分については、何ともまだわからないと。少なくとも 15 回以上は出るだろうというのはわかるが、これは昨年の降雪量というか、出勤の回数を参考に計算すると、数値を置きかえていくと、何となく計算的に出るのではないのですか、15 回ではなくても、10 センチメートル降ったときもあるのだろうし。

○（建設）雪対策課長

委員おっしゃるとおり、今後といたしましうか、今進めている検討の中では、そのような昨年との比較もありますし、実際に他の路線との比較の中で、出勤基準を上げた場合にどうなるか、回数がどうなるかということは推計していけると思っておりますが、まず、その辺については、今、精査中ではございまして、この場では何回とお答えできる状況ではまだございません。

○前田委員

先ほどから答弁できる状態ではないというのですが、どの程度まで状況が進捗しているのか、進捗率をお示しください。

○（建設）雪対策課長

今の検討状況の中の進捗状況という御質問でよろしいでしょうか。

現在は、26 年度の除雪の実態等について、まだある程度精査をしているという状況と、それからいずれにしても今後、体制を見直すというときには、単に 26 年度だけではなく、過去の大雪、いろいろと気象が厳しい状況もあったこともございます。見直す場合においては、費用というのを当然考えていかなければならない部分もございまして、そういった過去の気象データ、こういったものも一定程度整理していかなければならないということで、現在は 26 年度の実績の改めての精査と、それから過去の気象データの精査、そういったところを進めているところでございます。

○前田委員

今定例会で何人かが質問していると思いますが、最近の除排雪費用、これは決算でどのようになっているのか、5 年間ぐらいでお知らせください。

○（建設）雪対策課長

過去 5 年間の除雪費の実績で報告させていただきます。まず、平成 22 年度につきましては 11 億 6,500 万円となっております。平成 23 年度につきましては 12 億 7,000 万円、平成 24 年度につきましては 14 億 9,900 万円、平成 25 年度につきましては 15 億 6,300 万円、そして平成 26 年度、これは決算見込みでございますけれども、17 億 1,000 万円となっております。

○前田委員

予算を見ていると、右肩上がりの大変な数字で、私が議員になったころは 7 億円か 8 億円で済んでいたかと思いますが、倍以上になってきています。当然、要素があって大変な数字になっているわけですが、17 億円。そして、15 センチメートルから 10 センチメートルということで、試算はされていないと言うけれども、出勤回数も当然増えるだろうと想像がつかます。イコール予算も伴うということで、15 センチメートルでも、11 億 6,000 万円、12 億 7,000 万円、14 億 9,000 万円、15 億 6,000 万円の 17 億 1,000 万円何がしということで、どんどん右肩上がりになっています。27 年度は、先ほど試算もしていないし、まだよくわからないと答弁ありましたが、27 年度は 26 年度にもましてきめ細やかな除雪をするということですので、27 年度の予算の試算、どの程度見積もっているのか、お聞かせください。

○（建設）雪対策課長

試算については、現在、検討中ということで、具体的な金額までは出てございませんけれども、委員の御指摘のとおり、近年ずっと上昇傾向にある中で、新たな作業を追加するということは、当然プラスになっていくものというように考えてございます。ただ、市長の代表質問の答弁にございましたが、こういった公約事項を検討するというものにおいて、当然費用も増えてくるのもあるのですが、排雪費、こういった部分については、抑制する手段がないかどうかということを含めて検討してほしいということでございます。最終的には、この辺の兼ね合いで一定程度整理していくことになるかというようには考えてございます。

○前田委員

この除雪費を抑えていくには排雪を考えていかなければならない。除雪というか、かき分けの部分も大事なのですが、結果的にはそのかき分けられた雪が堆積されて、バス通りなど、桜のバス通りはにっちもさっちもいなくなっていて、通行できなくなっていることがあります。排雪費を抑えると、排雪を抑制するということなのでしょう。そうだとしたら、相当大変な事態が発生するのではないかと思います。特定の道路を抑制するのか、そのようないろいろなやり方がありますが、抑制されたところは、26 年度より状況が悪化するとなるならば、何もきめ細やかな除雪にはならないのではないかという気がします。どうですか。

○（建設）雪対策課長

委員もおっしゃるとおり、排雪費の抑制というのは、大きな課題でありまして、また本当に難しいことと考えています。今回、市長の公約の中にありました雪堆積場の増設ということもこの抑制に向けた一つの検討事項として挙げられてございます。これは、今まで予算特別委員会でも少し答弁させていただきましたが、市内、今、十数か所に雪堆積場を開設してございますが、やはり排雪路線から遠いところもございます。こういったところを例えばもう少し増設することで、排雪のダンプの運搬費を低減することができないかという視点でまず少し検討をするということになっています。またもう一つは、除雪路線沿線の土地の活用ということで、雪押し場という形になりますが、それをある程度増やしていくことができないかどうか。このようなことも含めて、抑制する方向で検討ができないかと今、考えてございます。

ただ、いずれにしても、この後者の雪押し場のほうは、地先をお願いして開設、運営していかなければならないものでありまして、すぐさま増えるものでもないというところもあるのですが、いずれにしてもこのような検討をしていく中で、今後、どのぐらいの抑制につながっていくかということを検討するというところでございます。

○前田委員

いずれにしても、前年度よりきめ細かな除排雪体制を整えていくということになったら、この過去 5 年間の決算の費用を見てもわかるように、消費税だとか燃油だとか、いろいろ値上がりしてきていますから、当然、数値が上がっている、恐らくなかなか下がることにはならないと思います。

それで、17 億 1,000 万円、これを 100 とすると、降雪量、昨年は 6 メートル少しぐらいでしたから、昨年の降雪量はどうでしたか。

○（建設）雪対策課長

平成 26 年度の累計降雪量は、585 センチメートルでございます。

○前田委員

特別 6 メートルを超えているわけではないので、多かったという部分には入らないと思います。にもかかわらず 17 億 1,000 万円かかっているということになるので、きめ細かくして出動回数が増えるということになると、恐らく最低でもこのぐらいの数字で抑えないとならないし、それでもこれ以上また増えるのだらうと。

そして、私が危惧しているのは、当委員会では、本日エコリフォームの質問をする人もいるのだらうと思いますが、今回の代表質問でもあったように、その部分については予算化されていないわけでしょう。来年度以降いろいろと検討していったということで、要するに予算化されていない。この除雪費がどんどん増えていくことによって、貴重などこかの予算が削られたり、あるいは 100 がゼロになったとか、そういうことで予算を持ってこられるような方策、施策をとられると、その後の人たちも大変だらうし、所管の人たちも大変だなと思います。予算の取り合いというか、分捕り合戦みたくなくなってしまって、大変なことになるのではないのかと思っています。ただ、全体の総予算の中で、潤沢ではないわけですので、それはやはり相当工夫して予算を各部署につけていかなければならないし、除雪をこうしなければならぬからといって、除雪ばかりに潤沢に予算をとるわけにもいかないだらうし、この辺は知恵と汗と努力の見せどころなののだらうと思います。ただ、今、冒頭言ったように、どこからか持ってきてつける、そういう単純な作業をされたのでは、私としては非常によろしくないなと思っています。

まだ試算の段階で、発表できる段階ではないようですが、何としてもやはり平均降雪量を想定してでも 17 億 1,000 万円を下回る、そして排雪の部分についても市民理解の得られるような、なるほどと言われるような物の考え方、除排雪の考え方をしてもらいたいと思うのですが、部長、どうですか。

○建設部長

他の予算については、全体の財政のお話になりますと、ここではお話しできませんが、先ほど来、委員からお話がありましたきめ細かな除雪に努めていくといったことをしながら、また、同時に財政状況が厳しいですから、予算が増える要素になると思いますので、除排雪業務全体の見直し、そういったことも含めて、できるだけ効率的な除雪に努めて、進めていきたいということで、今、検討していますので、御理解いただきたいと思います。

○前田委員

◎違法建築物について

私は平成 25 年第 3 回定例会の一般質問で、市街化調整区域にかかわる違法建築について質問をしています。要旨は、調整区域内での違法建築物の実態はどのようになっていますかということで、地域を示し、数値でお聞かせくださいと質問しています。そして、「現状としては違法に建築されている建築物も見受けられます」「違法建築物は東部地区の 2 か所において、合計 62 件でございます」と答弁されています。また、これら違法建築物 62 件の対応について、どう対処されるつもりなのか、お聞かせくださいと、再質問をいたしました。「悪質な場合は、指導をしなければならない」と答弁をいただいています。

そこで、悪質な場合とはどのような場合なのか、お聞かせください。

○（建設）池澤主幹

悪質な場合ということですが、一般的には公益的な部分に影響するような部分、その地区だけで例えば他のものに影響を与えないような建物、そのようなもの以外は悪質ということで考えています。

○前田委員

公益的な部分以外は悪質ではないと捉えている。公益的な部分とは、どういうところを公益的というのですか。

○建設部松木次長

前田委員から、悪質、悪質ではないという場合の、区別についてですが、基本的に例えば家庭菜園の中でやっていて、そして特に建ててはいけないということを知らなかった方、いわゆる手続も何も知らない、ただぼんと置いてしまったような方については、本来違反ですので悪質か悪質でないかという区別をつけるということはおかしい話なのですが、そのような方については、基本的には手続を行ってくださいという指導をして、行っていただけることになると思うのですが、ただ、今言っている悪質というのは、先ほど主幹からもありましたように、公益的な部分といますか、よく知っていてやったこととか、それからいわゆる計画的にといいますか、そういったことを踏まえないでやったこととか、いわゆる公益上非常に悪影響を及ぼすようなことであった場合、そのような場合については悪質と考えて、我々としても強力に指導していきたいと考えております。

○前田委員

確認ですけれども、違法というのは悪質なのですか、どうなのですか。

○建設部松木次長

今も申し上げましたとおり、違反はあくまで違反なので、悪質とか悪質でないという区別をつけるということ自体が少しおかしいというお話をさせていただいたのですが、ただ、我々指導する立場としてどうかという点で申し上げます。

○前田委員

ドリームビーチやサンセットビーチ、これらは、海岸線、公益的なところなのですか、どうなのですか。

○（建設）池澤主幹

サンセットビーチ等は、海水浴場としても開設されておりますので、この部分については公益的ということで悪質でないかと、そういうことで考えています。

○前田委員

悪質という答弁が今ありましたけれども、私、平成 25 年当時、市街化調整区域内だとか違法建築物のことについて質問していますが、平成 25 年当時、恐らくドリームビーチにもサンセットビーチにも、現在問題となっている建物は存在していましたね、どうですか。

○（建設）池澤主幹

25 年当時も、建物は存在しておりました。

○前田委員

そうでしたら、私が質問した当時の答弁の、62 件の中に、この物件、今お聞きしたのも入っていたのですか。

○（建設）池澤主幹

その部分につきましては、入っておりません。

○前田委員

認識があったのに、なぜ入っていないのですか、答弁しなかったのですか。

○（建設）池澤主幹

25 年当時でございますが、サンセットビーチについては、建築基準法に基づく確認申請が提出されておりました。平成 16 年、それと 18 年から 21 年まで許可申請及び確認申請が提出されておまして、その後は提出されなかったとい

うことで、都市計画法違反でなく建築基準法違反として指導してきたというところです。答弁の中では都市計画法の違反の件数ということで、建築基準法の分は含めなかったということでございます。

○前田委員

私も勉強不足でその辺のやりとりできませんが、市街化調整区域は確認申請を出せば建物は建てられるのですか。

○（建設）池澤主幹

確認申請を出せば建てられるかという件でございますが、例えば今の海の家でございますが、これはあくまでも仮設建築物という扱いになります。こういう部分につきましては、都市計画法第 43 条第 1 項に定められている仮設建築物は、建築基準法第 85 条第 5 項で許可申請を提出され、仮設として認められた場合、その後に確認申請が提出されます。そうなりますと、都市計画法としては許可不要ということで建てることができます。その他の部分につきましては、一般的な住宅等は建てませんけれども、例えば農業、林業、漁業、そういう方の建物、一般住宅であるとか倉庫であるとか、そういうものは建築することが可能でございます。その他もろもろ要件はございますけれども、建てられる部分もございます。

○前田委員

少し戻りますが、このサンセットビーチ、平成 16 年、18 年から 21 年までは確認申請を提出していたというのはわかりますが、私の言った 25 年のときは、それが切れていたのですか、お知らせください。

○（建設）池澤主幹

25 年のときには切れておりました。提出されていませんでした。

○前田委員

では、切れているということの認識があったのかといたら、先ほど、あるともないとも言わなかったと思いますが、これを時系列に持っていくと、25 年当時は切れていて、既に違法建築物だという認識はあったのでしょうか。

○（建設）池澤主幹

違法建築物ということでございますが、都市計画法上の違反建築物ということではなくて、建築基準法、平成 21 年に提出された確認申請、その建物が撤去されなくて残っていたということで、建築基準法の違反ということで指導しておりましたので、都市計画法の違反という部分でカウントしてございませんでした。

○前田委員

言葉のあやと言ったら失礼ですが、法律的なことですね。では、今、何でそのサンセットビーチが改まって問題になっているのですか。

○（建設）池澤主幹

今のサンセットビーチでございますが、過去に出された確認申請、残っている建物というのが 2 棟ございますが、それ以外は許可申請がされておられません。そういうことで、都市計画法違反ということで是正をしていっているという状況でございます。

○前田委員

待ってください。調整区域に都市計画というのは基本的にまちなかと違いますよ、都市計画税を課していないでしょう。

○建設部松木次長

サンセットビーチについては、今、主幹から説明がありましたとおり、少し 1 年ぐらい抜けていますが、平成 16 年から 21 年の間にかけて、許可申請とか確認申請が提出されてございます。そういった中で、これらの建物については、一定程度除却にもなっております。ただ、現在、ほかの建物については、私ども違反建築かどうかという認識より以前に、都市計画法による調整区域内の違法建築物ということの除却という……

○前田委員

だから、建てられないのだから、そういうことでしょう。あなた、いくら手をかえ品をかえ言葉をかえて言っても、切れた後どうしたかといったら、25 年当時、当然、違法建築物だという、そういう認識はあったのでしょうか。もう切れてしまったのだから。にもかかわらず、62 件の中に入っていなかったのでしょうか。入っていたのですか。

○（建設）池澤主幹

答弁のうちの 62 件の中には入っておりませんでした。

○前田委員

なぜ入れなかったのですか。いずれからですか。

○（建設）池澤主幹

あくまでも平成 21 年に提出されました建築基準法の中の許可申請の中で撤去、除却とかという部分もごいますので、その部分はいくまでも都市計画法でなく建築基準法で是正措置ということで指導しておりましたので、都市計画法の関係ではカウントしていなかったという状況でございます。

○建設部松木次長

サンセットビーチの法令の違法項目を都市計画法、建築基準法上どちらでとるかという話だと思っておりますけれども、基本的に先ほど申し上げましたように、一定程度確認申請が出ておりましたので、その部分については、建築基準法の違反という形の中で処理をさせていただいてきたという経過がございます。

ただ、近年、非常にサンセットビーチを含めて銭函 3 丁目のほうで、多数のそういったものが増えてきたということで、これは建築基準法というのではなく、都市計画法の調整区域内の違法建築物の処理をしていこうということの中で、現在動いているということでございます。

○前田委員

都市計画法の関係で今やっているのですね。それで、このパトロール、指導建築物というのが、そういう年に何回かパトロールをしているのだと思うのですが、指導が入るといのはどんなやりとりを行っているのですか。答弁をもらっていると、やって、そして結論というか、結果というか、実績というのか、そういうのを上げていかなければならないと思うのですが、62 件と数字が出ているので、62 件の違法建築物、パトロールや指導して、それでどうなったのですか。丸 3 年ほどたちますけれども、何か実績は上がりましたか。

○（建設）池澤主幹

62 件でございますけれども、その後再度、現地調査を行いました。行った結果、62 件が 70 件に増加していたというような状況がございます。そこで、現地に市街化調整区域であるため建築できませんというような看板を設置して啓発に努めたところ、その翌年でございますけれども、70 件に対して 71 件、1 棟増にはなりましたけれども、そこで現在は 71 棟ということ……

○前田委員

71 棟。

○（建設）池澤主幹

71 棟ですね。毎年秋に現地調査をしております。そこでお会いできている方には、口頭で是正措置ということでお話をしております。そのほかに全土地所有者に対して、是正措置の文書を送付しているところでございます。

○前田委員

62 件から 71 件に増えているという、実績といったらこういう実績しかない。どんどん増えて野放しの状態になっているのではないかと思うのです。

それで、この答弁でも 2 か所と聞いているのですけれども、2 か所とはどこどこを指して、どこに何棟あるのか、それぞれ数値でお聞かせください。

○（建設）池澤主幹

2 か所でございますけれども、1 か所が朝里 4 丁目と新光町、国道 5 号の朝里十字街を過ぎたあたり、ベイビュータウンの先ですが、国道の右左、ここの部分で 21 棟、それから星野町でございますけれども、札幌バイパスの上になりますが、ここの部分で 50 棟、合わせて 71 棟ということになります。

○前田委員

調整区域というのは、最初の平成 25 年の答弁では 1 か所しかないという答弁をいただいて、あと、訂正であちこちにあるだとか、そのほかの言われているところにはもうないのか。今のそのサンセットビーチも調整区域なのでしょう。だから、そこも独立した調整区域なのでしょう。国道から下のこの朝里の地区だって当然、山とついているのではないかなと、独立しているの、そのほかに回って歩いてそういうところはないのですか。

○（建設）池澤主幹

市街化調整区域でございますけれども、通報等によりまして、そのようなものが建っているというようなこともあります。そういう部分につきましては、随時パトロールを行って、是正措置をして撤去ということで実績もありますが、あと市内全域ということになりますと、かなり広い面積になりますので、私どもとしては、今、年次的に市内全域のパトロールを行って、建物の違反があるかないかというものを調べていきたいと考えております。

○前田委員

62 棟から 71 棟まで増えているのですけれども、ましてドリームビーチの問題を含めて、テレビ、新聞で全道、全国ネットでも出ている部分もあるのだろうと。本市にとっては、決して名誉な報道ではないです。にもかかわらず、このように違法建築物が微増しています。そして、対処というか、していると。口頭でも文書でも出していると。それ以外に何かもっと効果があるようなこと、できることは、市で何かないのですか。そのデータだとどんどん増えているということは、裏を返せば、効果がないということなのだろうと思います。そんなことをやってどんどん増えていったら、小樽のまちのイメージはどんどん下がっていくのではないですか。交通事故も含めて、小樽というのはそういう部分では、ドリームビーチの問題も含めて、かなりマイナスイメージが付きましますし、違法建築物についても 71 棟もありますということ、いけしゃあしゃあとは言わないですが、議会で答弁できるなんてことになると、市議会議員も何を見ているのだ、何をやらせているのだということに当然なるわけです。私も平成 25 年に当時、質問しているわけですから。前から知っていて、3 年後に 71 棟に増えてしまって、この間何をやってきたのか、そういうことも言われかねないですし、やはり職員もきちんと仕事をしてもらってもこういうことですから、何かこのほかに取り締まる方法というのはないのですか。

○建設部松木次長

今、委員から、市街化調整区域の違反建築物について、私どもとしては一応、指導はしているのですが、なかなか是正になっていないという御指摘をいただきました。そのような中で、私どもとしましては、今、年 1 回程度のパトロールとかは行っておりますけれども、そのような部分でどうしても違反行為を発見し、是正することができるか、そしてどうやったら強化できるか、その辺の方策を今後考えてまいりたいと考えてございます。

また、ホームページとか広報とか、そういったものも使いまして、調整区域内に建築物を建てることはできないということの市民周知ということも一つには考えておりますので、そのような部分も含めて今後少し検討していきたいと思っております。

○前田委員

年 1 回のパトロールということなのですが、ちょっとした建物ならあつという間に建ってしまいます。年 1 回のパトロールなら、昨年まで来たときにここにはなかったと思ってもう建ち上がってしまっていて使用されている。そうしたらまた、同じく文書で是正勧告になるだろうと思います。何をしても建つ。改善されない。71 棟が 72 棟になってくるわけです。ですから、パトロールも、それも年に 1 回なら、これは当然進まない、こういう状態にな

ってくる。平時に戻ると、年に 1 回でもいいのかとか、これも大変な状況になると思いますから、強化しなければならないことになる。

それで、これ刑法とか法律上というか、何か罰金というのか、そのようなものはないのですか。刑事訴訟法になるのか、何になるのかわからないですが、何とかその辺まで持っていくということはできないのですか。

○（建設）池澤主幹

都市計画法第 91 条になりますが、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金という形になります。

○前田委員

そこにはなかなか持って行きづらいと。

○建設部長

予算特別委員会のときにもお話ししたと思うのですがけれども、建築基準法、それから都市計画法、それぞれ罰則がございます。それから、行政代執行もできるという法律は、法上はございます。ただ、これは伝家の宝刀です。ですから、これはほかの市もそうですけれども、できるだけ指導の中で済ませていきたいというのが、これまでの流れでございます。その中で、私どもできるだけ自発的、また、それぞれの皆様の財産ですから、できるだけ皆様の中で管理して、除却は皆様の意思でやっていただくということで、私ども地道に指導を行っているところでございまして、御理解いただきたいと思っております。

○前田委員

理解したいのですが、理解しているとどんどん増えていくと思っております。

新聞報道によると、今朝見ましたが、ドリームビーチの関係ですが、小樽市、北海道、警察、これらで何か合同でパトロールするというようなことも報道されておりました。それで、違法建築物、これは恐らくパトロールですから、安全対策ということでパトロールするのかなと思っておりますが、当然、今のサンセットビーチなどをパトロールしていくのだろうと思っておりますが、そういう違法建築物、違法を見つけた、現認、視認した場合、公務員がそういうものを見たり聞いたりした場合、地方公務員法とか何かで報告なり対処を何かしなければならぬような、原部はせっかく計画的に動いていましていましてけれども、要するに我々一般市民もみんなそうですが、やはり通報義務というのがあるのだろうと思っております。警察も一緒に行ってそれ通報して物を見ていて、悪いことをしている人、知らないふりをして横を通ってパトロールして歩くのかなと思って今日の新聞を見ていたのです、はっきり言って。通報義務がたしかあるはずなのです。公務員は特に求められているはずだと思います。この辺、だから相当これも問われてくるのではないのかと思うのです、そういう違法のものが。特に今回のことについては、ああいうものを見て私たちもそう思ったのです。公務員も一緒に同行してついて歩いて、これを見て、ああそうですかと、それでは済まないのではないのかなと。ということなのです。

ということで、もとよりもう一回、この取締りという強化、少なくともこの 71 件が減るように、どう対策、対応をとられるのか、お聞きします。

○建設部長

私どもとすれば、公務員は職務として近くを通ったら、違法状態については、当然それを視認いたしまして、担当の部でしかるべき指導なりをしていくというのが流れかと思っております。

それからまた、市民一般の方からも、ここに建物が建っているけれども市街化調整区域ではないのかといった通報もございまして。現実には、正確に覚えてはおりませんが、先日もありまして、そこに現場に行って、建築をやめてくださいということで指導している例もございまして。そういう形で、私どももパトロール、回数部分は今後、検討しなければならないと思っておりますが、それから通報をいただいた中、それから他の機関、例えば別な件で、例えば今回も食品衛生法、そういった許可の権限をまだ持っております。そのような中でも、違反建築物の使用については、これまでは縦割りの弊害といいますが、そういったことでは他の法律ですという仕切りはあったようござい

ますけれども、そういった中で、できることはどこまでできるかわかりませんが、そういった連携、中でお互いに違反状態はないようにということで啓発する、そういったものも含めて地道に指導してまいりたいというふうに考えております。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○高橋（克幸）委員

◎陳情第 4 号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について

まず初めに、午前中、視察してまいりました市道御膳水仲通線の陳情についてです。何点か伺って要望したいと思います。

まず一つは、以前視察したときにも、どうもアスファルトの側溝の際の段差が少し大きくなっているのではないかなというのが私の印象でした。課長と前回も一緒だったかどうかは少し記憶がないのですが、まず、その認識をお聞きしたいのが 1 点。

それから、前のその視察以降、対策として、側溝のコンクリート部分、水がのみ込めるように一部分カットしたわけですが、その効果が雨の状況を見てあったように思えたのですが、この認識についてもお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）建設事業課長

前回の視察から見て、段差が広がったのではないのかというお話なのですが、二つ目の御質問とかぶる部分もございまして、スリットを設置したのが昨年 9 月だったかと思っております。それで、当然、そのスリットを設置したときは、その舗装の下がっているところの深さまで切っていますので、現在、スリットを入れたところの部分だけなのかかわからないのですが、あそこについては、スリットからさらに下がっているようには少し見えなかったような状況がありますので、それほど下がっていないのかなという認識でありました。奥の部分につきましては、具体的に高さをはかった記憶が今ないものでして、はっきりは申せないと思っております。

それと、2 点目ですが、効果ということでございまして、本日の見てきた中でいきますと、やはりスリットが入ってなくて、まだ水が乾ききっていない部分も見られました。ただ、スリットを入れた箇所については、今日、たぶん銭函も、朝に雨が降っていたはずなのですが、その中でもう既に乾いていたような状況ですから、すぐに全部が流れるという形ではないのでしょうかけれども、スリットを入れる前のたまっていた状況というのは、改善されているというように認識はしております。

○高橋（克幸）委員

それで、要望ですが、一つは目視だけではなかなかお互いにわかりづらいと思っておりますので、お忙しいとは思いますが、何回かはかっていた方がいいのかなというのが、住民の方も納得していただけるので、そのほうがいいかなと思ったのが一つです。

それからもう一つは、もう少し住民の方と要望を具体的に聞く機会を 1 回つくっていただけないかと。前回も、水のみ込みについて、スリットの件も現場で打合せをあれ以降されたと思っておりますので、やはりそういう細かい対応も信頼関係につながると思っておりますので、ただ、視察をしてきて、側溝については、相当期間がかかるだろうな、予算も相当かかるだろうなということを考えますと、今すぐに、さあ、できるでしょうということ、なかなか検討としては私ども難しいなと思っております。なので、できるだけし可能であれば、住民の方が、いや、舗装だけでも先に、対症療法だけでも結構なのですが、そういうところで我慢していただけるのかどうかも含めて、もう一度打合せ等をやっていただけないかと思っておりますが、この点いかがでしょうか。

○（建設）建設事業課長

住民と話す機会といたしますか、理解といたしますか、信頼関係を築けというようなお話の部分でございますが、本日もたくさんの皆様がいらっしゃいまして、やはり沿道の距離が 200 メートルほど長いものですから、それぞれ住まわれている方の、細かく言いますと、要望がそれぞれ違うといたしますか、温度差があるかと思っておりますので、今回、この陳情者代表ということでお名前がございます方のところに、やはり我々の今ある対症療法といたしますか、そういう部分のでき得るであろう範囲などを、今日は具体的には御説明してきませんでしたので、そういったお話をさせていただいて、それで今後といたしますか、どのように陳情者の方が考えられるかわかりませんが、我々でそういった別の方法といたしますか、こういった考え方もありますよというのは、説明はしてこられると思っておりますので、機会を見ながら行くような形を考えていきたいと思っております。

○高橋（克幸）委員

一遍に全部要望を聞くというのは、それはなかなか難しいと思っておりますので、今、課長が言われたように、陳情者の方から直接まず伺っていただきたいと思っております。

◎小樽市住宅エコリフォーム助成事業について

次に、住宅エコリフォーム助成事業についてです。

報告を先ほどいただきました。この住宅エコリフォーム助成事業については、大変、思い入れがあります。御存じの方はいらっしゃるかと思うのですが、この前の住宅リフォーム助成制度の時代から、最初からずっとこのエコリフォーム助成制度策定の終わりまで携わってきた一人でございます。ですから、生き残りと言ってもいいかもしれません。そういう立場でお聞きします。

まず、この住宅エコリフォーム助成事業のこれまでの経緯も含めて、もう条例が施行されているわけですが、この認識について、建設部長にまず伺いたいと思っております。

○建設部長

私も今年、先ほど申し上げました 6 月 1 日付けで着任したということでございますので、それまでは、少し言葉は悪いですが、建設常任委員会の事業であるという認識ではありましたが、その後、着任をしまして、部内の事業といたしますか、そういった説明を受ける中で、当時の建設常任委員会の皆さんの全会一致、さらには議会の全会一致ということで条例が施行されたということは、認識をし、非常に重みがあると思っておりますし、また、その条例の趣旨といたしますか、先ほどの報告の中にありましたが、環境負荷の低減ですとか快適な住環境の促進、それから市内の建設業者に対する波及効果といったことも含めまして、有意義な条例であるということは認識を持った次第です。

○高橋（克幸）委員

この住宅エコリフォーム助成事業については、予算特別委員会で相当議論された経緯もありますので、今日はあまり突っ込まないで、この報告をいただいたスケジュールについて伺いたいと思っております。

まず、財源として、社会資本整備総合交付金を導入したいとなりましたけれども、今、北海道と事前協議中ということですが、これの結論が出るころまでの流れについてお知らせください。

○（建設）建築住宅課長

現在の北海道との協議の流れといたしますか、正確に言えば 6 月 1 日に私、新しく建築住宅課長になりまして、その後 6 月 10 日に北海道の後志総合振興局に、私たちが考えたこの住宅エコリフォーム助成事業ということをやりたいということで、事前協議するにしてもどういう資料が要るかということで、伺ってきて、その後、直接なかなか行ったり来たりできないものですから、規則ですとか、様式ですとか、どの辺の基準を持っているのだということで、その辺の資料を、メール等で、今、後志支庁に送っている最中でありまして。

その後、北海道でどういう協議がなされているのかはわかりませんが、交付金の流れとしては、その後、何か規

則等に例えば上限額ですとか、住宅の省エネの基準化するか、この辺が交付金の要件として合わないというようなことがもしあるとすれば、こちらにはっきりいつとは言いきれませんが、そういう協議を進めて、通常であれば、この社会資本整備総合交付金が 10 月の中くらいに要望ということになっていまして、それまでに協議を成立させて進めていきたいと思っております。何月にやるというはっきりしたことは言えませんが、今のところ、私が押さえている大まかなスケジュールの流れではそのような感じになっております。

○高橋（克幸）委員

次に、左側にあります建設常任委員会の報告からずっと下の矢印、これ三つあるのですが、これはどういう内容を想定しているのか、説明してください。

○（建設）建築住宅課長

まず、この太線で書かれたところは、今日のスケジュールの説明ということで、その後で新たに常任委員会の委員になられた方に、高橋克幸委員は御存じかと思いますが、ほかの委員が少しわからないものですから、建設部としてつくった規則案を各委員に御説明して、その中でまた意見をもらい、検討して、再度もう一回建設常任委員会の皆様に報告して、あと同時に交付金の流れや指摘事項として、こういうことがあったとかということ報告して、最後にまたこの建設常任委員会で報告するというような形をとっております。少し言葉が悪いところは申しわけありませんでした。

○高橋（克幸）委員

伺いたいのは、これはどう見ても第 3 回定例会には間に合わないのだろうなと思っておりますが、それによろしいのでしょうか。

○建設部松木次長

今、課長から説明がありましたとおり、第 3 回定例会に間に合うかどうかということではなくて、私どもとしては、先日、予算特別委員会で御指摘があり、質問の答弁の中で市長からお話がございましたので、秋以降の工事の施工が実際問題どうかという部分もございまして、その辺について、今後、小樽市内の建設関係の団体、リフォーム助成事業の審査をやっておりました北海道建築士会小樽支部などに一定程度、需要等についてお聞きをして、その結果を踏まえた中で、今後、そういう会議を進めていきたいと考えてございます。

○建設部長

スケジュールとすれば、対業者といったことになりますけれども、社会資本整備総合交付金の部分につきましては、先ほど申し上げました 10 月中旬ということでございますので、私ども道には協議をやり続けてまいります、資料が要求されればすぐ出すということで作業を進めてまいりますけれども、第 3 回定例会ということになりますと、なかなか微妙なところがあるかと思っております。

○高橋（克幸）委員

もう一つ伺いたいのは、予算特別委員会の市長答弁で、来年ではなくて今年度中に実施できるかどうかの可能性を探りたい旨の答弁が、私はあったと記憶しているのですが、もし違うのであれば指摘いただきたいのですけれども、私はそういう認識で聞いております。いかがでしょう。

○建設部松木次長

先ほど少しお答えしたのですが、先日、予算特別委員会で新谷委員から御質問がございまして、それに対して市長は、冬期間の施工についてどうかということを確認するために、事業者サイドのヒアリングをして、その結果を踏まえてやっていきたいという御答弁をさせていただいたと考えています。

○高橋（克幸）委員

たしか自民党の中村吉宏委員もこの質問をしていたと思うのですが、そのときにも市長答弁で、早期にできるかどうか、その可能性を探るぐらいの答弁があったと私は記憶しているのですが、今日は反訳メモを起こしてもらっ

ていませので、その議論の正確な答弁がないものですから、質問は非常に曖昧にはなるのですが、私の認識はそういう認識でしたのですけれども、建設部の認識はいかがですか。

○建設部松木次長

記録を見ますと、市長としては可能性は探りたいという言い方になってございます。

○高橋（克幸）委員

この議論については、また堂々めぐりになりそうなので、別な機会にやらせていただきますが、私は会派説明のときに、市長が全く知らない、初耳だというあの発言から非常に不信感を持ってしまして、私は、今、代表質問でも答弁がありますが、来年度からの実施というのはどうしても納得できないのです。ですから、そういう立場でこれからも質問させていただきますので、今日はあまり突っ込んでやらないと言いましたので、これで終わりたいと思います。

◎空き家対策について

次の質問ですが、空き家対策について代表質問で伺っておりました。

千葉委員は委員長になり、質問できないので、私がかわって丁寧に質問させていただきたいと思います。

代表質問で、空家対策の推進に関する特別措置法が5月に施行されたということで、協議会を組織できるということが法律の条文の中にあります。協議会の設置と今考えられているようなメンバーが、もしわかればお知らせください。

○（建設）川嶋主幹

今、御質問のありました空家対策の推進に関する特別措置法に定められています協議会の設置につきましては、今年度、空き家の調査を実施するという事で考えておりますので、平成 28 年の早い時期に協議会を設置したいと考えております。

そのメンバーにつきましては、国のガイドラインでも例示はされているのですが、まだ個別には当たっておりませんが、有識者ということで、弁護士、建築士、不動産鑑定士等々が例示されております。今後、その中で私どもも選定をしていきたい。ただ、代表質問でもありましたが、市民の方々にも入っていただくという市長からの指示もありますので、その辺も含めて、今後、その協議会のメンバーについては考えていきたいと思います。

○高橋（克幸）委員

次に、雪対策の相談窓口です。

これは、第 1 回定例会の代表質問でも確認させていただきましたが、御答弁では、雪対策の相談窓口、それから人員体制について伺いました。再度、この内容について、どのような人員なのか、どのような内容なのかということをお知らせください。

○（建設）川嶋主幹

雪対策で空き家の相談窓口ということだと思いますが、体制については、このたびの人事異動、6月1日付けで主幹1名、それと6月12日付けの異動で主査2名ということで3名の職員を配置しまして、5階の建築指導課内に窓口ということで設置しております。

内容につきましては、これまで空き家に関しましては、現場対応というものを基本的に多くは建築指導課内で行っていたものを、今、随時引継ぎを行っているとともに、新たな相談や苦情、そのようなものに対応しております。

○高橋（克幸）委員

市のホームページで、相談窓口の設置のお知らせがありました。私も確認してもらいましたが、5月に空家対策の推進に関する特別措置法が施行されているわけですから、6月から現在までの、相談件数と主な相談内容についてお聞かせください。

○（建設）川嶋主幹

相談件数と内容ですが、6月1日から昨日7月1日までの期間で、市民からの電話や来庁による相談ということで、17件の相談及び苦情のお話をいただいております。

主な内容といたしましては、隣接する建物の屋根や窓が壊れているので強い風が吹けば危ないという危険に関するもの、それと雪のシーズンは終わったが、落雪の危険があるので、早めに次の雪のシーズンに向けて、落雪しないように指導してほしいということ、建物の危険ということと落雪への指導ということが多くを占めております。

○高橋（克幸）委員

先ほど答弁していただいたように、今年度、空き家の調査を具体的に進めていくという内容でありました。まず、この空き家の調査はどなたが行うのか、どのような体制で行うのか、恐らく相当な件数だと思いますので、とても市職員だけではできないと思いますので、恐らく外注になるかと考えますが、外注にした場合のその体制も含めてお示しいただきたいと思います。

○（建設）川嶋主幹

まず空き家の調査については、委託ということで、委員が言われたように外注を考えております。その体制という部分ですが、これから具体的な仕様書を作成していきたいと思っておりますが、基本的には市内全域での空き家の件数、その内訳といたしまして、管理良好又は管理不全、そして危険、この三つぐらいの区分けを設定して、市内全域を委託先の会社による目視による調査、それと記録写真を撮って、データに落とし提出をしていただくというようなことを現在のところ考えております。

○高橋（克幸）委員

少し空き家の件数つかみようがないものですから、おおよそでよろしいので、示せるようなデータがあれば、お示してください。

○（建設）川嶋主幹

平成 25 年に全国で行われた住宅統計調査において、全国の自治体の建物の状況を出しております。その中で、本市は居住世帯を除く空き家等ということで、1万1,230件という数字になっております。ただ、この調査は抽出調査ということで、全戸を歩いて調査したものではないということと、この中には空き室、いわゆるアパートやマンションの空き室も含むということの数字で、市内では1万1,230件という数字が出ております。ただ、委員の言われた、では空き家はとなりますと、なかなか今どのぐらいというのは、私どももつかめておりませんので、今年度実施する調査でつかんでいきたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

今、住宅統計調査で、1万1,000件というお話でございました。半分で見ても5,000件はあるわけです。私が想像していたよりもとても大きい数ですが、これは外注する場合に、地域分けしてやるのか、それとも1社で全部できるのか、できるとなると相当な人数が必要だと思うのですが、その辺、概要的にもしわかっていたらお示ししたいと思っております。

○（建設）川嶋主幹

先ほど申し上げました仕様書はこれからなのですが、事務方での案といたしましては、市内全域を1社に外注という形をお願いしたいと思っております。

○高橋（克幸）委員

それでは、今後のスケジュールを確認したいのですが、いつまでにその仕様書をつくって入札を行うのか、いつからその調査をスタートする予定なのか、いつまでに結果を求める予定なのか、もしこのスケジュールが決まっていたらお示しください。

○（建設）川嶋主幹

調査のスケジュールについてですが、繰り返しになりますが、仕様書について、今後、関係課とも協議してつくり上げていきたいということで、その後入札ということになります。入札については、今現在 8 月中をめどに実施したいと考えております。

次に、調査期間ですが、今の事務方の案としては、写真の記録もありますので、雪の降る前に大体、市内を調査していただいて、ただ、雪の時期が一番空き家ということがわかりやすいという声も聞いておりますので、8 月の入札後、速やかに契約をさせていただいて、調査期間については年度ぎりぎりまで、冬の期間を入れたいということで考えております。よって、納品については、やはり 3 月になるかということで現在考えております。

○高橋（克幸）委員

それで、少し疑問になるのは、表から目視で見た場合に、空き家なのか空き家でないのかというのが非常に難しい物件が結構あると思います。これについては、どのように設定していくのか、今、考え方があればお示しく下さい。

○（建設）川嶋主幹

なかなか目視だけでは空き家かどうかということなのですが、先ほど管理良好な空き家、不全、それと危険と分けましたが、そのほかにも項目として、表札があるかなど、もう少し細かな基準とといいますか、そういうのも設定していきたいと思っていますし、この調査に関しては、今回の空家対策の推進に関する特別措置法の中でも、例えば水道の使用ですとか、ガス、電気の使用などというのでも聞くことができとなっておりますので、そのような面も調査に当たっては考えていきたいと思っています。

○高橋（克幸）委員

その調査による分析とデータベースの整備も当然、その事業の内容に入っているかと思いますが、その内容について、今わかっている範囲で結構です、お示しく下さい。

○（建設）川嶋主幹

調査は市内全域で行うわけですが、それぞれに仕分けされたもの、そういった空き家がどのエリアに多いのか又はどういう状況のものがというものをそのデータベースの中でわかるようにしていただいて、市に提出していただくということを考えております。

○高橋（克幸）委員

先ほどの相談に少し戻るのですが、私も第 1 回定例会のときに、市長に再質問し、お願いしているのですが、毎年、道路を落雪で塞ぐ空き家が何軒もあります。そういう関係で、できるだけ具体的な措置をお願いしたいので、空家対策の推進に関する特別措置法ができた段階で、部署をつくって検討するというお話でしたが、この調査の前にそのような相談があった場合の対処の方法、それから最終的には行政代執行も視野に入っていると伺いましたが、そこまでに至る、最終的には市長が最終判断すると思いますが、この調査の期間中でもそういうことをやっていたのかどうか、その辺の考え方はいかがですか。

○（建設）川嶋主幹

確かに、これまでも空き家に関して、委員が言われましたように、落雪等々でいろいろな形で対応しております。ただ、空家対策の推進に関する特別措置法が 5 月にできましたが、すぐに何かに対処できる、変わるかということではないのですが、専門の部署ということでありますので、これまで以上に丁寧な対応をしていると考えております。

また、行政代執行等ということでしたが、法律では段階を踏んで、少し長くなりますが、特定空き家等というもの指定して、その中で次に助言・指導、勧告、命令となっておりますので、空き家での法律の代執行となりますと、それこそ今後、協議会や、計画をつくってということになりますので、時間はかかるかと現在考えております。

○高橋（克幸）委員

整理すると、調査期間内には対応がなかなか難しいということでもよろしいのでしょうか。

○建設部松木次長

委員から御指摘がございました空き家の落雪については、空き家対策担当が建築指導課内に専門部署としてできましたので、当然そこで一元管理をして、今までのデータなど、そのようなものも全て空き家対策担当で管理しております。そのような中で、現在は昨年度まであったいろいろな空き家の落雪の問題などもデータ整理してございますので、今年度はなるべくそのようなことが起きないように、事前にパトロールするとか、それからまた当然そこが直轄してやりますので、今までのようにばらばらということはないですので、その辺は丁寧にかつ迅速に対応できるかと思っています。

○高橋（克幸）委員

この問題は、また別な機会に質問させていただきます。

◎除排雪について

次に、除排雪について伺います。

市長が新しくなり、人事が変わりました。除雪も、除雪担当の副参事という役職ができました。私、少しまだ理解できていないのですが、雪対策課があって、副参事ですから、雪対策課の上ということなのでしょうね。副参事と雪対策課との関係、それから副参事の役割、役目というのはどのようなものなのか説明してください。

○建設部片山副参事

今回、除雪・道路維持担当の副参事ということで特命を受けております。役割としては、塩谷にあります旧土木事業所の事務室にあります雪対策課、それから建設事業課を指揮・統括するというのが役割になります。新設したことについては、冬の雪の対策について総合的に体制を強化するというところでございます。

○高橋（克幸）委員

そうすると、部長を除いて、除排雪についてはトップだということでもよろしいですか。

○建設部片山副参事

部長を除いてトップということではなくて、冬については除雪対策本部というのが全庁的な組織でもって組織されますが、私の役割としては、現場の指揮・統括というのが役割になるかと思えます。

○高橋（克幸）委員

それで、予算特別委員会でも出ていましたが、市長は除雪に非常に力を入れているということで、全庁的なアドバイスをということで新たに参与を置きました。既に除排雪については、市長の答弁では、雪対策課及び副参事にアドバイスをさせてもらっているという趣旨の答弁をされていたと思います。参与からのアドバイスというのはいつあったのか、これまで何回あったのか、どのような内容のアドバイスだったのかお知らせください。

○建設部片山副参事

参与からのアドバイスが、いつ、何回ということについては、特に意識して数えているわけではございませんが、1日1回以上、日によっては数度、必要の都度打合せを行っております。その内容につきましては、市長公約の実現に向けて、検討を進めるに当たっての考え方や方向性について、参与のお持ちになっている知見から助言をいただいているという状況でございます。

○高橋（克幸）委員

それはわかるのですが、どのような内容のアドバイスだったのかお知らせください。

○建設部片山副参事

その具体的内容につきましては、例えば除雪拠点の見直しの増設については、降雪に対する除雪のタイミングの遅いエリア、具体的に若竹方面という話をお聞きしていますが、機動力の向上を図ることを目的としているというよ

うな内容ですとか、あと、がたがた路面の解消につきましては、バス道路の幹線を中心に採用したらどうかと。あと、雪堆積場の増設については、公有地を中心とした候補地などを助言していただいているところでございます。

○高橋（克幸）委員

それでは、代表質問で質問した内容について確認をさせていただきます。

まず、除排雪体制の整備で、雪堆積場の増設をするという内容でした。まず、この理由と、どのような場所を設定しているのかということで御答弁がありませんでしたが、この 2 点お願いします。

○（建設）雪対策課長

市長公約にございます雪堆積場の増設の目的、また、その想定している場所の御質問でございますが、この目的等につきましては、先ほど前田委員に少し御説明させていただきましたが、基本的に今回の公約の実現に向けては、排雪費の抑制というのがやはり一つの大きな課題になっているということでございます。

それで、その抑制につながり一つの施策として、排雪費の中で占めていますダンプの運搬費、こういったものを雪堆積場を数多く設けることで、その距離を縮めて抑制できないかというのが基本的な考え方でございます。これも無造作に開設するということにもなりませんし、やはり開設するとそれなりの管理コストもかかるということでございますので、現在、市内の排雪路線、それから出てくる区域別の排雪量というのも算定作業を少しずつ始めているところなのですが、そういった排雪の発生状況に照らして、例えばこういったところに設ければ、よりコスト低減につながるかというところで検討していきたいと考えているところでございます。具体的な場所については、そういった作業をやっていく中で、最終的に候補地を決めていくということ、また、今、副参事から、参与から例示もいただいているということがありましたが、そういったところも含めて可能性のある場所を探っていきたいと考えてございます。

○高橋（克幸）委員

想定はまだされていないということですね。

次に、除雪拠点を増設したいというお話もありました。なぜこの増設をしなければならないのか、したほうがいいのかという理由と、それから現ステーション 6 ステーションあるのですが、そこにどのような問題や課題があるのか、この 2 点についてお知らせください。

○（建設）雪対策課長

除雪拠点の増設の目的、また、現状での課題という御質問でございますが、まず増設の目的につきましては、市長公約にございますきめ細やかな除雪、具体的には除雪出動体制の見直し、また、がたがた道路の解消のための路面整正の強化ということがございます。これは、いずれも除雪ステーションの機動力の強化というものが前提となってくると考えてございます。そうしたこともあり、このようなステーションの機動力の強化を図っていく一つの考え方として、増設できないかということでございます。

現状での課題については、やはり要は市に寄せられている除雪に対する苦情、これがここ数年、3,000 件を超えているという状況でございますので、現場としては限られた予算ではありますが、一生懸命取り組んでいただいているという、私どもそういった認識ではおりますけれども、どうしても昨今のこの雪の状況等もございまして、本当に苦情が多くなっているという状況でございます。そういったことも踏まえまして、課題としては、市民の苦情の増加というところを捉えて、拠点の増設というところを、今、検討しているところでございます。

○高橋（克幸）委員

先ほどの答弁のように、具体的な内容はまだないということですね。

それから、先ほど前田委員も質問していましたが、15センチメートルから 10センチメートルに、出動体制を変えた場合に、要は平年度でいいのですけれども、どのぐらい経費が、事業費が変わってくるのかという試算はまだされていないということでしたね。わかりました。

排雪についても、これから必要性が高まるのですが、どのぐらいになるかという試算もまだできていないということでもいいですね。

○（建設）雪対策課長

先ほど少し答弁できなかったのですが、除雪の出動回数に伴う費用の増大、また、排雪コストについても試算中ということで、まだ数字についてはお示しできない状況でございます。

○高橋（克幸）委員

もう一点、きめ細やかな除雪ということで、除雪機械の確保、それからオペレーターの確保ということも言われておりました。これも、ではどのような体制でどのぐらいするかが決まっていないので、これも試算できていないということでもよろしいですか。

○（建設）雪対策課長

この除雪機械の出動回数、またそれに伴うオペレーターの確保についても、全てこれから検討していきたいということと考えてございます。ただ、いずれにしても、この問題につきましては、私どもで数字の把握をするということよりも、やはり事業者の情報も必要かと思っております、これにつきましては、今、とりあえず7月中には何とか一定程度の検討を整理するというところでございますので、この期間の中で除排雪業務を担っていただいております事業者の方々とも打合せをさせていただいて、それらが調うかどうかということも含めて検討していきたいと考えてございます。

○高橋（克幸）委員

雪対策課長は大変だと思います。どんどん球を投げられて、どうすればいいのかという状況だと思うのですが、副参事もアドバイスをたくさん受けて、どんどん球は投げるけれども返ってこないという状況だと思います。

今、お聞きしましたが、全てこれからという、具体的な数字、具体的な試算、全くないわけです。私が心配しているのは、除雪は当然きめ細かくやっていただけるのは大変ありがたいと、私たちが望んでいるところなのですが、市長は第3回定例会に除雪の予算を出すというように言われました。また、そうでなければ今年間に合いませんので。逆に言うと、当初予算は全くないわけですから、第3回定例会までに予算を組むということはどういうことかという、最低7月末までにはある程度の試算ではなくて固まった数字を出さないと、恐らく財政部ではとても間に合いませんよという話になると思うのですが、この認識で間違いはないですか。

○（建設）雪対策課長

委員の御指摘のとおり、当然といいたし、第3回定例会には必ず予算を計上していかなければなりませんので、私どもとしては、1か月といいたし、この中でできる限りの検討をして、まず今年、予算に反映できるものということになりましょうか、そのような検討を進めていきたいということと考えてございます。

○高橋（克幸）委員

副参事にお聞きしますが、要するに原課はそういう状況だということ。市長がいれば市長に伺いたかったのですが、要するに市長が公約として掲げている、除雪の体制又は除雪の内容については、言われていることはまず今年にはできないだろうと私は感じるわけです。例えば10あるうち一つでも二つでもやっというお考えなのでしょうが、これはまた違う機会に市長にお聞きをしなければなりません、副参事としては、今の状況の中で、第3回定例会の予算に向けてどこまでできるかというのをある程度押さえておられますか。

○建設部片山副参事

今、まさにその検討、検証作業を進めているところでございますので、現時点でどこまでできるかというお答えはできないのですが、考え方としては、できるものを一つ一つ取り組んで、実施してまいりたいということで考えております。

○高橋（克幸）委員

またどこかで聞いた一つ一つ、市長の口癖ですが、それはわかりますよ。そうではなくて、副参事は除排雪の一応現場のトップなわけですから、現状で、今の雪対策課長の答弁からわかるように、具体的な数字というのは何も無いわけです。具体的な答弁がないということは、どうも場所も、雪堆積場の具体的な設定もされていない。ということは、ダンプの稼働距離も計算できない、積算するためのその雪の量も計算できないわけです。そういう中で、ではどうやって試算するかということになります。それは今年無理なのではないのかと私は思っているわけです。ステーションも、6から7にするのか8にするのかはわかりませんが、ではそれも今年できるのかといたら、私は今の状況では難しいのではないかと思うのです。そういう内容を一つ一つ確認すると、副参事として、今の状況では私は厳しいのではないかと思っているのですが、この辺について答弁をお願いします。

○建設部片山副参事

委員がおっしゃるように、今、短い時間の中で検討作業を進めているところでございます。非常に厳しい状況でございしますが、最善の努力を行っていきたいと考えております。御心配のとおり無理ではないかというお話もありますが、我々としては市長公約に挙げられております取組を実現したいという方向で今動いておりますので、なにとぞ御理解のほどお願いしたいと思っております。

○高橋（克幸）委員

最後になりますが、決して副参事や、雪対策課長を責めているわけでもなく、私は非常に心配をしているのです。本当にできるのですかということところです。市長から球を投げられているわけですから努力しなければならないというのは、それは当然だと思いますし、大変だと思いますけれども、いろいろできる範囲でやっていただきたいと思いますが、私は、副参事の口からは、もう少しこの点についてはここまで進んでいますという答弁が出される期待はありましたが、今時点でも言葉にできないという状況であれば、今月中に第3回定例会に、市長が公約で訴えている内容を加味した数字というのはなかなか出せないのではないかというのが私の感想です。いずれにしても、これは堂々めぐりになりますから、もうこれ以上質問しません。具体的な数字が出た段階で、第3回定例会でやらせていただきますが、ずっとこの答弁、やりとりを聞いて、部長はどういう感想をお持ちなのか最後に聞いて終わりたいと思います。

○建設部長

お話しのとおりで、例えば除雪拠点の確保にいたしましても、やはり私ども機械との相関関係もございします。それから、作業をどうするのかということも検討し、検討ということではしかお答えできないのですが、ステーションをつくるのですが、機材が確保できるのかどうか、オペレーターが確保できるのか、そういったことが総合的に、今、絡んでいるといいますか、そういったことになってございます。

残念ながら今のところ、大変申しわけないです、具体的なお話は、今、検討中ということでございしますが、何としても今月中に一つの方向といいますか、考え方、当然、先ほど申し上げましたとおり、予算の締切りというのは今月末ないしは遅くとも8月の頭になるかと思っておりますので、その辺までにはきちんとした私どもなりの数字を固め、体制を固めてということで進めてまいりたいというように思っております。その中では、先ほど来御心配いただいているとおり、市長が挙げました4項目という、我々、議会と議論の中でもあります、それが一遍に今年度から全てできるかという、それはなかなか厳しいだろうと思っております。時間の点、それから予算の点があると思っております。しかし、先ほど少し御批判いただいた言葉になりますけれども、できることから一つ一つということを進めていくことが必要だろうと思っております。

○委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 53 分

再開 午後 3 時 10 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

○川畑委員

◎陳情第 4 号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について

最初に、陳情第 4 号について、市道御膳水仲通線の一部側溝の改修を希望しているわけですが、どのぐらいの長さか、私も今朝見てきたのですが、お知らせください。

○（建設）建設事業課長

本日ごらんになっていただきました部分ですが、クランクの手前までの全体といたしますか、見通せたところですが、そこまでが 220 メートル程度あります。側溝が片方しか入っていなかったところが大体 110 メートル程度でございます。

○川畑委員

それで、あの側溝は、いつぐらいにつくられたものですか。

○（建設）建設事業課長

今日スタートした部分、片側しか入っていなかった部分は平成 3 年に施工いたしまして、それと同じ側を奥まで平成 4 年にやりまして、そして向かい側を平成 5 年に、2 本入っているところの海側ですね、そこを平成 5 年に施工してございます。

○川畑委員

私も見てきたのですが、課長も見られたと思いますが、あの現状を説明していただけますか。

○（建設）建設事業課長

現状につきましては、側溝が、先ほど申したクランクのところから、基本的には見に行ったスタート地点のほうに、側溝の中は水勾配がとれているはずでありまして、その水が斜めに入っていたスタート地点のところから、山側のほうに車をとめたところがございますけれども、市道谷地線のほうに向かってまたさらに水勾配が当時とはとられているはずで、そしてその向こう側に旧星置川という雨水渠で整備した川的なものがあるのですけれども、ちょうど新宮商行のところですけども、その川にはけているというような排水ルートをとってございます。

○川畑委員

それで、道路の状況なのですが、先ほど高橋克幸委員から質問があったとき、側溝より少し低いという話がありました。その辺は、先ほど課長が答弁されたスリットを入れたと。要するに、側溝に溝を入れたのです。ただ、私もあそこで市民に若干お話を聞いたのですが、雨水などが道路から流れてくると、陳情者側のほうに流れ込むことになる。そして、その解消として、かつて側溝に溝を入れてもらいましたが、今はその効果がなくなっているという話を少し聞きました。私もそう思いましたが、その辺は先ほど課長はまだ効果があるような答弁をしたのですが、どうですか。

○（建設）建設事業課長

側溝のスリットについてですが、側溝のコンクリート面よりも舗装のほうが低くなっているという苦情については、何年か前に苦情が寄せられたことがございます。そのときに 1 回目のそのスリットの設置をしてございます。それで、その 1 回目のスリットの設置については、昨年、陳情の御要望があったときまでそのものが使われていた

状況でありまして、地元の方については、その使われていたものの効果が十分なくなってきたのではないかというお話だったかと認識しております。それで、昨年の陳情後ですが、先ほど説明しましたように、6月の陳情でございまして、6月24日に出たはずなのですが、その後、夏を過ぎてからでございましたが、9月ごろにスリットを新しく広く深く入れ直してございます。それにつきましては、今日の視察で私の思ったところですが、効果が得られていると認識しています。

○川畑委員

課長に質問ではないのですが、実は、前回も陳情ということで、平成26年6月24日、建設常任委員会でも陳情があって議論されています。私は少し気になったので、その議事録を見たのですが、その中でこんな発言があるのです。「周りの家を見ますと、基礎を上げたり、周りに砂利を入れたり、アスファルトを敷かれているところもありましたね」、すなわち「周辺を高くするという事です」と。「側溝で解決できないような、地形的な問題とか、特にいわゆる地形の条件です」と。こういう発言をした委員がいたのですが、そもそもそこに住んでいる人が悪いのだというような、そのようなことを受けているわけです。私はそう受け止めました。これは市民の要望に対して市が積極的に応えていくと、そのことにやはり逆行しているのだと私は思っているのです、ぜひ今度の陳情に当たっては即行応えていく、そういうことの立場で検討してほしいです。

これを解決するための工事、具体的にどのような措置が可能なのか、お示しいただけますか。

○（建設）建設事業課長

御要望の部分もございましたが、まず、その路面の排水でございます。今、スリットを入れまして、一定程度低いところに入っているというような状況もございまして、路面排水の対策といたしましては、現地でも少しお話ししたかと思いますが、やはり痩せてしまった舗装を、オーバーレイということでもう一度舗装をその上にかけるということによりまして、高さを側溝の角の位置まで戻すことによりまして路面排水、そしてさらに水勾配を側溝のほうに導くようにオーバーレイをすることによりまして、表面排水、道路に降った雨は側溝のほうに導かれるということでございます。ですから、まず路面排水の処理としては、オーバーレイという方法が一つ考えられます。

ただ、1点その部分につきましては、勾配をとりますから、反対側の民地側で側溝がないので少し高くなってしまいますので、現在、舗装にすりついている厚さが出てきますから、少々段差が生じてしまうというところがございます。さらにそれを解決するという形になりますと、やはり反対側に側溝を設置していかなければならないのかと考えてございます。

○川畑委員

今の説明をいただきまして、やはりあの地域、低い地域もありますが、側溝が片方ないというのは決定的な条件だと私は思ったのですよ。ですから、舗装で側溝をより高めにするというのも一つですけれども、あわせて陳情者が上げた側溝のない側のほうの、そこに側溝をつけるということが大事だなと思います。

それで、今すぐそれをやれといっても、先ほど高橋克幸委員に答えたように、財政的な問題とかがあるだろうけれども、年次計画になると随時、臨時の市道整備の中に入れていくと。そして、計画的に進めていくということが必要でないかと思うのですが、その辺についてはどうですか。

○（建設）建設事業課長

臨時市道整備事業での整備はどうだという話だと思いますが、現在のところ、道路整備要望、側溝整備要望については、たくさんの要望路線が寄せられています。かなりな本数なものですから、限られた予算の中で、それらの中から緊急度、あと路線の重要度、整備効果なんかを勘案して、優先度の高い路線から実施しているというのが現状でございます。当然、今の路線も昨年度から臨時市道整備事業のリストに入っておりますが、全市的にそういったことを見ていきますと、当該路線がその中で優先度が高くないような部類の中に入っている一つの路線でございますので、やはり優先度を考えていった中で、いつからできるのかというような部分でいきますと、なかなか現

在のところはいつからというような話ではできないと考えてございます。

○川畑委員

今、事業課長が約束するというのは、無理な話なのですが、やはり今、生活に実際困っているわけですから、それに対する応急措置と、あわせて臨時市道整備のほうに組み込んでいくと、そういう体制が必要でないのかと思います。その辺について、ぜひ御努力いただきたいと思っています。

これからこの後は私も建設常任委員の皆さんにもお願いしたいと思うのですが、前回、この陳情について結果的に継続審査になっているのですね。継続審査になるということは、4年間任期があるわけで、結局その間、議論されないでそのままになってしまうという可能性が十分にあるわけです。ですから、今回の陳情については、継続審査にするということではなく、住みよい環境を提供するという立場からも、ぜひ継続審査にしないでいただきたい、それは委員の皆さんにお願いしておきたいと思います。

◎既存街路防犯灯LED化推進事業について

次の課題は、LED化の推進事業について質問させていただきます。これについては、私ども共産党が建設常任委員会の資料として提出をお願いいたしました。

まず、今の進捗状況についてお知らせください。

○（建設）庶務課長

今の申請の状況でございますが、5月11日に最初の申請を受け付けいたしまして、先週6月26日の金曜日まで、100団体からの申込みを受けております。これは、全体対象団体数が185団体ということになっておりまして、現在のところ54パーセントでございます。

申請灯数でございますが、全体が1万2,601灯となっております、そのうち現状で申請を受けているのが2,519灯ということでございまして、約20パーセントの申請となっております。

○川畑委員

相当な部分が来ているというふうに見るわけですがけれども、それでこの工事の事業者について伺いますが、これは地元事業、要するに本市の事業者に限定しているのでしょうか。

○（建設）庶務課長

現在の申請の大部分につきましては小樽市内の業者でございますが、銭函地域や蘭島地域、この地域につきましては、札幌市や余市町の業者をそれぞれ維持・管理も含めて依頼しているという、そういった場合もあると伺っております、今回の整備の中では、市内業者に限定したということではなっていないものでございます。

○川畑委員

それでは、地元業者を中心にしながら、町会等の取引先も大事にしながらしていると、そういうことなのですね。

それでは、もう一つの今回、この資料を出していただいたのですが、この中で私、気になっているのがあります。それは、最高額と最低額なのです。これはどのような調査をしたのか、まず、それを聞かせてください。

○（建設）庶務課長

お手元の資料をごらんいただきたいと思います。

まず、1番目の街路灯設置費助成における助成上限額算出基礎でございますが、これにつきましては、平成26年度の既存制度、街路灯設置費助成事業、これに申請のあったLEDの改良工事516灯の工事費を基に算出したものでございます。

次に、二つ目の平成27年度申請に基づく設置工事費の状況の資料でございますが、これにつきましては、平成27年6月19日までに申請のあった2,346灯、これを基にそれぞれの最高額、最低額、平均額を算出したものでございます。

○川畑委員

この表を見て私が一番感じたのは、最高額と最低額の差というのが相当あると見ているのですが、これらについて意見を聞かせていただけますか。

○（建設）庶務課長

工事費の差については、灯具メーカーの違い、施工業者の仕入れの価格の違い、それとあと、高所作業車の損料などの施工管理費が工事店によりそれぞれ違うというようなことが要因として挙げられます。また、施工する灯具の数が少ない、こういった場合につきましては、施工管理費を含んで 1 灯当たりの工事費を算出したときは高額となるようなケースも見受けられますので、1 灯当たりの工事費については、このような状況から大きな違いがあるものと認識してございます。

○川畑委員

それで、今日その資料をもらったときには、私、事前にもらっていたのが上のほうの資料だけだったので、それを見て比較していたのですが、例えば上の表で、20 から 40 ワットという一番下の欄がありますよね。これを見てみますと、設置工事の最高額が 7 万 8,624 円と。そして、一番右端の助成上限額が 4 万 9,000 円ですね。そうすると、このままの一番高い値段で引けば、2 万 9,824 円を町会が負担しなくてはならない。そうすると、私の計算でいくと、大体 38 パーセントの差になるので、前市長は市が 9 割負担と言っていたのですが、話が違うのではないかと私は思ったのです。実際には最高額をすぐ市が 9 割負担するというにはならないと思うのですが、そのためにこの平均額を出していると思うのですけれども、それらの平均を出すための、それを解消するために、市として町会などの団体にはどんな指導をされているのか、その辺をお知らせください。

○（建設）庶務課長

各町会につきましては、説明会で 1 灯当たりの工事費の基準額、これをお示しさせていただきまして、その基準額より大幅に工事費に違いがある場合につきましては、複数の業者から見積書を徴する、そういったことを指導させていただいております。それで、今年状況を踏まえまして、改めて最高額、最低額、それと平均額、この状況につきまして、各町会にお伝えしまして、これを参考に次年度以降、工事費を決めていただくと、そういったことを指導してまいりたいと考えております。

○川畑委員

そういう指導の下で、町会からはどのような反応が来ていますか。

○（建設）庶務課長

町会からは、これまでも維持・管理でおつき合いをさせていただいている事業者というのもございまして、実際のところ、この額については高いのですけれども、これまでの経過の中で、こういった価格でやらざるを得ないというようなことを言っている町会の方もございます。

○川畑委員

どちらにしても、町会によっては大きなところは業者に、件数も大きいものを委託するから、そういう点では安くなるのだろうけれども、灯数が少なければ、そういう価格が上がるということの話もあったので、そういう点では小さな町会の負担が大きくなるだろうと思うのです。そういう意味では、もっと指導というか、そういう点でもしていくことが必要でないかと思うのですが、最後にそのことについての見解をお聞かせください。

○（建設）庶務課長

その点につきましては、先ほど申し上げましたように、今後、町会等とも連絡をとる機会もございまして、その中で、今申し上げました最高額、最低額、平均額、この部分についてよく説明をいたしまして、今後はこれを参考に工事費を決めていただく、そういったことを指導してまいりたいと思っております。

○川畑委員

◎議案第 4 号小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案について

それでは、議案第 4 号小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案について、今年度予算では、用途廃止事業費として 3,350 万円を計上しています。その説明では、市営オタモイ G 住宅、それから塩谷 C 住宅となっているのですが、オタモイ G 住宅と塩谷 C 住宅の取壊し工事の請負額というか、その辺で具体的に決まっているのがありましたらお示してください。

○（建設）建築住宅課長

解体事業 3 事業につきましては、まだ入札等は行われておりません。入札の予定が、解体ということで、雪が降る前に終わらせるということで、今、入札予定時期は 8 月上旬を予定しております。

○川畑委員

そうしたら、入札は 8 月上旬にして、その後に具体的な請負額というのが決まってくるということでいいですね。

○（建設）建築住宅課長

はい、入札後に契約となります。その時点で請負金額というのが出てくると思います。

○川畑委員

それで、予算説明書では、市営オタモイ G 住宅と塩谷 C 住宅とがあって、そして議案第 4 号では市営オタモイ D 住宅、この三つがありますが、最初のオタモイ G 住宅と塩谷 C 住宅は優先がありますけれども、オタモイ D 住宅、この額というのはどのようになっていますか。

○（建設）越智主幹

オタモイの D 住宅につきましては、平成 27 年第 1 回定例会において補正予算が計上されておまして、金額については 2,300 万円ということで計上させていただいております。

○川畑委員

そうしたら、これは繰越しということでいいのですね。

それで、用途廃止と取り壊す時期をお知らせしてほしいのですが、入札と一緒にされると思うのですが、これは 3 本とも一括でやるのでしょうか、それともどういう形で入札するのですか。

○（建設）建築住宅課長

入札は、3 団地にありまして、三つの事業で考えております。それから、実際の着手といいますか、それは実際、入札後、施工者が決まって契約が終わり次第、事業者から工程表というのが出されまして、その工程表の中に、いつから実際に現場から壊しに入るというのが明記されてくるかと思っております。

○（建設）越智主幹

用途廃止の時期でございますが、先ほど課長から答弁しましたように、雪が降る前に工事を終えるということで予定しておりますので、そのころになるかと考えております。

○川畑委員

塩谷 C 住宅については、国道からすぐ近くにある場所です。そして、その国道を挟んで向かいには小学校がある、そういうところなんです。塩谷地区にすれば、中心街なわけですが、この中心街の住宅がなくなるわけなんです。その後の廃止後の、壊した後の利用状況なんかは決まっているのでしょうか。

○（建設）越智主幹

解体後の利用ということでございますが、現行の公共賃貸住宅長寿命化計画におきましては、市営住宅として利用する予定はございませんので、行政財産から普通財産に所管替えする形で今のところ予定しております。

○川畑委員

そうしたら、その住宅の跡は市の土地だから、そのままにしておくということですか。

○（建設）越智主幹

普通財産に所管替えした後、もしかすると売却とかということがあろうかと思いますが、市営住宅としてまたそこを使うということは今のところ予定がないということでございます。

○川畑委員

それでは、最後にこの住宅の関係で、オタモイは借地だったと思うのですが、これは取り壊した後は返却するというので捉えていいですか。

○（建設）越智主幹

委員のおっしゃるとおり、借地でございますので、解体して整地した後に、地主にお返しする形になります。

○川畑委員

◎議案第 10 号動産の取得について

次に、議案第 10 号について質問させていただきます。

ロータリ除雪車、取得額が 3,380 万 4,000 円、取得先が札幌市手稲区曙 5 条 5 丁目 1 の 10 となっているのですが、ロータリ除雪車の購入について、これは何社が入札に応募されたのですか。

○（建設）雪対策課長

今回のこのロータリ除雪車の入札に際しましては、2 社が応札してございます。

○川畑委員

その 2 社というのは、聞かせていただけますか。

○（建設）雪対策課長

応札の 2 社の業者名でございますけれども、1 社は今回、この落札業者でございます株式会社日本除雪機製作所、もう 1 社が北海道川重建機株式会社札幌支店となっております。

○川畑委員

それで、2 社の中で 1 社がこうやって決まったということなのではございますけれども、本市が所有するロータリ除雪車は、何台になるのですか。

○（建設）雪対策課長

現在、市が所有しているロータリ除雪車は 24 台ございます。それで、今回、この事業につきましては、あくまでも更新事業ということで実施してございまして、今あるロータリ車を置きかえるということですので、基本的には台数は変わらないということになるのですが、そうはいつでも、私どもは今、ロータリ除雪車も足りない状況にございまして、少し増やしていきたいという考え方を持っておりますので、今回、更新の対象となった古いほう、これにつきましても、今後、少しでも整備をしつつ、使える間は使っていきたいと考えてございます。

○川畑委員

そうしたら、普通だったら 24 台ですから 25 台になると思うのですが、その 1 台はもう耐用年数がとっくに過ぎていることになるのですか。

○（建設）雪対策課長

今回、更新の対象となっておりますロータリ除雪車につきましては、もう既に標準耐用年数を過ぎてございます。

○川畑委員

各ステーション、六つありましたか。このステーションに配置している事業者について、除雪委託業者はどのようにして決められているのか、お知らせください。

○（建設）雪対策課長

現在、除雪の委託業務を担っていただいております業者の方々の決め方でございますが、基本的には市の道路除雪

登録業者から成ります共同企業体、この方に今お願いしているところでございます。流れといたしましては、まず共同企業体の編成ということで、企業体の編成において、私ども各ステーションの路線数ですとか、いろいろと条件をまとめたものをお配りして、その体制に沿う形でこの道路除雪の登録業者の方々の間で J V を編成していただくということになるかと思っております。そして、その後、ステーションごとに指名競争入札をかけて決まっているという状況でございます。

○川畑委員

そうしたら、各ステーションに配属される事業者というのは、何社になるのでしょうかね。

○（建設）雪対策課長

平成 26 年度の実績で説明させていただきますが、6 ステーションありまして、1 ステーションだけが 3 社で構成されていますが、残りは全て 4 社ということで、全ステーション 23 社で行っていただいております。

○川畑委員

それで、事業者はロータリ除雪車というのは持っているのですか。

○（建設）雪対策課長

こちらにつきましても、26 年度の実績で御報告させていただきますが、26 年度の各ステーションに配備された中で、事業者がお持ちになっているロータリ車は 1 台でございます。そのほかは、全て市保有のロータリ車でございます。

○川畑委員

そうしたら、市のロータリ車はステーションごとに何台配置しているのですか。

○（建設）雪対策課長

先ほど、最初の答弁で、市の所有ということで 24 台という御説明をさせていただきましたが、除雪に向けてはこの 24 台では足りなくて、別途 7 台、ロータリ車をリースしてございます。そういう意味で 31 台、市の保有ということになります。そのうち 1 台は中央ふ頭の雪捨場に持って行ってございまして、残りの 30 台、これを 6 ステーションに振り分けて貸与してございます。

○川畑委員

そうしたら、1 ステーション 5 台ということになるのですか。

○（建設）雪対策課長

各ステーションの数になりますと、ステーションによって多少路線の長さも違ったりしてばらつきがございまして、全てが 5 台というわけではございません。一番少ないところでは 3 台、一番多いステーションでは 7 台貸与してございます。

○川畑委員

それで、市は、ロータリ除雪車のほかに配備している機械というのはあるのですか。

○（建設）雪対策課長

ロータリ除雪車以外で市が所有しているものとしたしましては、ドーザーを 2 台所有してございます。そのほかパトロールカーということになります。本当に軽車両ですけれども、このような車両を所持してございます。

○川畑委員

最後の質問ですけれども、事業者はタイヤドーザーとかグレーダなんかも持ってはいないのですか。

○（建設）雪対策課長

事業者のほうは逆にこのグレーダとかタイヤドーザーを保有していただいております。ほとんどの車両は事業者がお持ちになっているということでございます。

○川畑委員

要するに、そうしたら本市は、ロータリ除雪車を配備して、事業者はグレーダだとか、あるいはタイヤドーザーですか、それを活用して除雪をやっていると、そういうことで捉えていいのですね。

○（建設）雪対策課長

そのとおりでございます。

○川畑委員

この後、除雪もなかなか大変なことだと思うのですけれども、事業者と協力して、きめ細かい除雪をぜひ御協力いただきたいと思います。

◎小樽市住宅エコリフォーム助成事業について

それでは、次の住宅エコリフォームについて質問させていただきます。

まず、住宅エコリフォームの今回のスケジュール表について、私はこの提案に合意できないと思う、できない、反対です。というのは、まず一つは、予算特別委員会でも新谷委員が質問しているわけですが、恒久的制度とするためにということではなされていますけれども、これを恒久的制度とするためにということはどういうことなのか、もう少し聞かせてもらえますか。

○（建設）建築住宅課長

前回は住宅リフォーム助成事業が、3年間の限定ということで行っていたので、そうではなく、これからずっと長く時限を切らないでやっていこうということで、恒久的なという形をとらせていただいたところです。

○川畑委員

それで、先ほど来、あるいは予算特別委員会でもそうですが、答弁では、来年度は社会資本整備総合交付金を活用するという話をされているのですけれども、この恒常的というのは、社会資本整備総合交付金を利用するから恒常的ということになるのか、その辺を説明してもらえますか。

○建設部松木次長

今まで3年間、住宅リフォーム制度がございまして、それは単費でやってございました。そうしますと、議員立法の中でやってきたことなのですけれども、やはりどうしても大きい費用負担が出てまいります。今後、それを長くやって市内の経済活性化のためとか、環境負荷軽減のためとか、市の施策として恒常的にできるように、そのためにはやはり単費ではなくて、一般財源ではなくて、国の資金を導入していきたいということでございます。

○川畑委員

私は、交付金というのは、必ずしも恒常的につながらないと思うのです。例えば、これは交付金を来年度からという話で提案されていますが、今年是一般財源で取り組んで、来年以降は交付金を使う、そのような方法も恒常的につながっていくのではないかと思います。どうですか。

○建設部松木次長

確かにお金の面を考えたとき、単費とか補助金とかは別にしてお金のことだけを考えますと確かにおっしゃるとおりかと思うのですが、要は、今回、恒常的に行っていくためには、補助がないとなかなか長くは続かない。そして、そのためには国の一定の基準がございまして、基準に適合しているかどうか、今、まさしくそれを北海道に検討していただいている最中でございます。その基準に合致するかどうか、何か変更点があれば、今年単費でやって、その基準と来年の基準がまた一部変更になる可能性も当然出てきます。そうすると、その制度の中の安定性という問題がございまして。

もう一つは、どうしても年度途中ということになりますと、当初に工事をもうやった方もやはりいらっしゃいます。そういった方に対する不公平感というのも当然出てくるのかなということもあります。

もう一つ大きなものとして考えられることは、何回もお話しさせていただいておりますが、実際に冬期間になっ

た際に需要がどのぐらいあるのか、リフォーム助成のときのデータを見ると、非常に少ないということの中で、先日、市長から予算特別委員会でお話もございましたが、実態がどうなるか、その辺を事業者にヒアリングをかけて、生の声を聞いた中で作業を今後詰めていきたいと考えています。

○川畑委員

どうも今の答弁を聞くと、言いわけにしか聞こえないのです。なぜかといったら、例えば不公平感だとか需要だとかと言うのですが、昨年うちに議会では決定しているわけです。それを今年度から一般財源で持っていければ、需要というのはもっと伸びたと思うのです。需要が少ないというようなことではなくて、そういうことが、逆にそういうことでも言いわけにしか私は受け止められないと思っているのです。議会で決めたということは、それも多数決で決めたというよりも、全会が一致して決めたのでしょうか。このことをどのように受け取めているのか、私は疑問です。

○建設部長

先ほども、高橋克幸委員からの御質問にも私、条例の認識ということで答弁していると思いますが、全会一致ということは非常に重いということ、私も就任して勉強して、重々認識しているつもりでございます。

ただ、一つ、これは第 1 回定例会のときの建設常任委員会の質疑だったと思いますが、新しい委員になられるということで、その中でもう一度議論していただきたいというような答弁もしている中で、第 1 回定例会の予算を見送ったということでございます。そういったこともございまして、私ども新たな委員の中で御議論いただいて、そしてさらに使いやすいといいますか、御意見を伺いながら進めていきたいと考える中で、新しい委員の中でまた御説明して、御意見を伺って、使いやすい制度といいますか、皆さんに周知、市民の皆さんも含めて周知する中で、新年度から進めたいということで私ども考えているところでございますので、御理解をいただきたいと考えております。

○川畑委員

何度も言わせていただきますけれども、御理解いただきたいと言っても、御理解する気はありません。それは、市長も今期中に何らかの対応ができないか検討すると言っているのです。だから、そういう意味も含めて、建設部の中で、今年度中に進めていくためにどうしたらできるのかということを検討するのが市職員のあり方ではないかなと思うのですが、どうですか。

○建設部長

予算特別委員会の中で市長が申し上げましたのは、事業者意見に意見を聞いてみたいということで申し上げたと思います。ですから、私どもは、この定例会が終わりましたら、状況については先ほど次長から答弁申し上げましたとおり、事業者の皆様にも状況についてお話を伺いたいと考えてございます。

○川畑委員

もう一つ、私は、今回、このスケジュール表をぽっと出しまして、この中には下から 3 段目のところに、平成 28 年度予算提出・規則制定と書いてありますね。もうこのように決まったということでの報告です。こういう報告の仕方というのは、おかしいと思います。その辺が私は理解できないところがある。このエコリフォーム助成制度について、この報告自体は、私は認めたくないのはそこにある。ですから、エコリフォームについて年度内でもってどう検討するのかということ、事前に議会に報告するなり話しをして、そして納得してもらいたいような形をとってもらわないと、了解できないと思う。私はこれで質問を終わりますが、最後にその意見を聞かせてください。

○建設部長

スケジュールについてということでお示した表、平成 28 年度予算ということですが、これにつきましては、私ども先ほど報告で申し上げました、現在、私どもの考えとしてはこういうことで考えておりますということ、御説明を申し上げたと考えております。私どもにつきましては、先ほど来申し上げましたとおり、これ

から市内の事業者の方にお話は伺いますが、現時点で平成 28 年度からスタートしたいと考えてございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○川畑委員

今年度中の検討というのは、しないのですか。できないのですか。

○建設部長

繰り返しになりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、事業者の方にはいろいろお話は伺いたいと思いますけれども、私どもの現在の考えとすれば、新年度からということを考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結し、民主党に移します。

○林下委員

◎陳情第 4 号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について

市道御膳水仲通線の関係でいろいろお話がございましたが、私も今日初めて現地の視察をさせていただきまして、幾つかの課題について事業課長から説明を伺いました。ここで例えば少量の雨でも道路、路面に水たまりができる、こうした場合の対策と、あるいはそういう場合は舗装のかさ上げとか、側溝との高さの調整とか、そういったことも伺ったのですが、これをまた全部やるといったら相当な費用だと想像します。また、大雨が降ったときの対応だとかになりますと、あのような地形ですから、決定的な対策も難しいのかと私なりに感じたのです。

それで、ここで片側だけの側溝の部分、先ほど 110 メートルというお話がありましたけれども、さっき、この 110 メートルに側溝を入れる場合、工事費がどの程度かかるのかとお聞きしたら、1,000 万円くらいというようなお話だったのですが、この程度のお話でしょうか、確認したいと思います。

○（建設）建設事業課長

費用につきましては、やはり概算というわけではないですが、おおむねこういった場合にその費用を換算するに当たりましては、既存の工事でありまして似通ったような工事があったときに、それでメートル幾らになっているのかというのから単価を推測しまして、それに 110 メートルを掛けると、今、おおむねですけれども 1,000 万円ぐらいかと。ただ、今、細かく設計して、あそこでの勾配などが少し難しいところがありますから、状況によっては変動があるという数字でございます。

○林下委員

そこで、もう一つ課題といたしますか、予算で解決できない土地の確定に若干課題があるというようなお話も伺ったのですけれども、例えば側溝の工事をするにしても、そういう課題の解決には相当困難なものなのでしょうか。

○（建設）建設事業課長

現地につきましては、少し申しましたが、道路幅として 4 メートルということで認定をされています。市道の中でも、今で言うと認定されないような幅員でございまして、ぎりぎりのものでございます。我々としては、その道路の幅を目いっぱい使って、少しでも広くと考えてございます。それで、現地にも昔の測量の石が入ってございますが、現在の測量と精度が違いますので、目いっぱいの幅を使ってなるべくつくりたいと思っております。我々がきちんとした測量をしない前につくってしまっ、その後きちんとした測量を土地の売買があったときなされたときに、我々のつくったものが越境しているという問題が生じますと、その部分を全部入れ替えなければならないということが発生してきます。そうならないようにも、全てが全てできない部分は、広い道路については余裕幅を持ってやったりしますが、そのようなことが懸念される昨今でございますので、極力そういった懸念を配慮した上で、測量をして、その上で工事に入りたいと思っております。

○林下委員

そうしますと、土地の確定には市がまず測量してからということで、それ以降の土地の確定とか、確認とか、あるいは工事の見積りとかという、そういう段取りになるという理解でよろしいでしょうか。

○（建設）建設事業課長

今回の箇所については、特に幅員が狭いということがございますので、そのようなことを念頭に置いて進めていきたいと思っております。それが調べば、あとは工事に入っていける可能性があるというところを考えてございます。

○林下委員

◎一般国道 5 号忍路防災事業等について

忍路防災工事に関して説明がありましたが、本市の市道部分の建設というのは非常に順調に進んでいるということで、私も現地を見てまいりました。新国道の工事が今年 700 メートルから 750 メートル掘るといっていますが、これでは開通が来年以降ということがもう確定したということになりますね。どうも不思議だなと思っているのは、近年のトンネル工事というのは、両方から掘ってくる、だから非常にトンネル工事というのは早いとイメージしていたのですけれども、どうもここは一方方向からずっと掘って進んでいるように思います。どうしてこのような工法をとったのか、お知らせください。

○（建設）池澤主幹

配付した資料で、緑色の部分になりますが、ここが非常に高い山になっています。ここを掘り下げていく工事をずっとやっております、これが掘り上がったところに、桃内側からトンネルが開通するというような工程になりますので、両側からという工事というのはここでは不可能ということでございます。

○林下委員

今の説明では、今、市道の部分を掘り下げていますよね、ここをね。トンネルがその下に出てくるというイメージではなかったですか。

○（建設）池澤主幹

市道は、トンネルを過ぎたオープンの部分、開削の部分に接続するような形になります。

○林下委員

◎小樽市住宅エコリフォーム助成事業について

先ほど、高橋克幸委員や川畑委員からお話がありました住宅エコリフォームの関係、昨年 の第 4 回定例会で条例が全会一致で可決をされたということで、非常にこのことは意義が大きかったと思っていたのですが、先ほどお話がありましたように、選挙もあって少し失念をしていたのですが、これはこのときに今年 4 月から実施をするという計画というか、議決をしたときはそのような話ではなかったのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

聞いている話といたしますか、選挙後の新たな体制の下で、新たに建設常任委員会の委員になられた皆さんに説明してということをお聞きしております。それと、何回も言っているようですが、恒久的な施策をするために公金の導入が不可欠なことから、予算の提案を見送ったような状況であります。

○林下委員

どうも先ほどから聞いていると、なかなかその辺の理解が私もできないのですけれども、当初は私は 4 月 1 日から実施をされるものだと理解をしていたのですが、議会の答弁を聞けば、予算を計上した場合でも、冬期間にかかるから需要はそれほどないというような話でありますけれども、道との調整などを含めて恒久的な対策をすると、こういったような回答で提案を見送ったと答弁をされているのですが、どうもこれは後づけの理論みたいに私は聞かえるのです。最初から予算を計上しなかったのか、できなかったのか、正確に言えばどちらでしょうか。

○建設部長

私が聞いている範囲のお話になりますが、とりあえず政策的な制度ということでございまして、新しい体制の中で判断してもらおうと、検討してもらおうということで聞いてございます。そういったこともございまして、実はこれまで御説明してこなかったのですが、住宅エコリフォームの促進に関する条例、こちらは 27 年 4 月 1 日に施行されているのですが、いわゆるエコリフォームと助成制度、それについては規則で定める日から施行するということになっております。そういったこともございまして、新たな体制の中で実施してもらおうということになっていたのだと理解してございます。

○林下委員

私、先ほどの高橋克幸委員とか川畑委員と同じような質問になって申しわけないと思うのですがけれども、あえてこの質問をさせていただいた理由というのは、札幌市が従来から独自のエコリフォーム制度というのかな、それに近い、私からすれば相当先進的な制度を設けて、それは現在も多くの人に利用されて、継続をされていると理解しています。そういう意味では、市民の方々も、従来のリフォーム制度というものを今年利用して何かやりたいなという計画を立てていた人がいるのではないかと思うのですが、実際、市に対する問い合わせとか、あるいは何か相談とか、そういうのはあったのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

従来のリフォーム、そういうことについての何か御意見とかというのは、やりたいとかというのは、私が 6 月 1 日にこちらに来てから、そういう話は聞いておりません。

それから、従来の住宅リフォーム制度は事業者の説明会などで 3 年間の限定ですよということである程度周知しておりますので、その辺はわかっていると私は思っております。

○林下委員

そうしますと、先ほど建設 4 団体から意見を伺うというお話ですがけれども、これは今年度のリフォーム工事に対する意見か、あるいは来年からのエコリフォーム工事に対する意見を集約するという考え方だったのか、その辺についてはいかがですか。

○建設部松木次長

基本的に建設 4 団体に今お聞きするのは、この間、市長からのお話がございましたので、今年度のいわゆる冬期間の工事がどうなのか、実際問題生の声を聞きたいということで、当然そのときにもこういった制度があるということを知りもしていきたいと思っておりますので、その辺含めて、来年度の部分も含めてお話をさせていただきます。

○林下委員

そうしますと、このスケジュールと多少かぶってくるということも考えられますが、本市の経済効果ということを見ると、やはり今年はずかったという感じがするのですがけれども、本市の予算としては今まで 2,000 万円ぐらいですからあれなのですがけれども、制度を一つの契機にして工事着工するというきっかけにはなったと思うのですが、この年間の 1 回とめたことによる経済効果の影響というのはどう見えていますか。

○建設部松木次長

小樽市住宅リフォーム制度の市内への経済効果というのは、事業者にとっても、また、建て主にとっても、非常に効果があると私どもも認識してございます。

今回、それでもし仮に来年度からの実施ということで私どもは今、作業を進めておりますけれども、そういった中で市民の方、そしてまた事業者の方に、こういった事業があるのだ、エコ事業の助成事業があるのだということになるべく早い時期にお知らせをして、そして非常に季節のいい、早めの着工ができるように、周知もなるべく早める、できる限り早めていって、市民にとっても非常にいい施策になるようにやっていきたいと考えています。

○林下委員

◎除排雪について

少し釈然としないところもありますが、皆さんいろいろな見地から聞いていますので、次の質問に移りたいと思います。除雪関係について、これは市長がきめ細やかな除雪をする、ということを公約にしておりますので、建設部の皆さんも今、大変な思いで一生懸命頑張っているのだらうとは思っています。しかし、先ほど来、委員会や本会議でも、予算の関係でずいぶん意見がありました。例えば出動基準を 15 センチメートルから 10 センチメートルにすると。逆に言えば、10 センチメートルから 15 センチメートルになったときの経過もあつたように聞いていますので、そうすれば予算額をはじき出すのは簡単に想定できるのでないかと、素人考えですけれども思うのですが、どうですか。

○（建設）雪対策課長

出動体制の見直しに伴います予算の試算という御質問でございますが、平成 12 年以前は、今、委員の御指摘のとおり、出動基準が 10 センチメートルということになっていました。このときと比べて一定程度試算が可能かという御質問でございますけれども、実はこのときには市の除雪というのは総合除雪に入っておりませんで、また、直営班でも対応していたという状況になってございまして、このときの決算の資料を基に比較するという事は難しいと考えてございます。

○林下委員

そうしますと、排雪もなかなかどの程度増加するということも立てられなくなるわけで、これもまたやはり予算を予想するのは難しいということになると思っておりますので、そこはもう質問はいたしません。もう一つは除雪のステーションを 6 か所から増設をするという話であります。これは何か所増設をするのかというのはどのようになっていますか。

○（建設）雪対策課長

除雪拠点の増設につきましては、これまでも御答弁させていただきましたが、現在、何か所というのは決まっております。あくまでも、これからの検討過程の中で考えていきたいということでございます。

○林下委員

今の説明では矛盾してくるのかと思うのですが、増設をするために、なぜ増設が必要なのかということは、当然いろいろな理屈があつてしかるべきで、例えばこういうメリットがあるからこれは必要なのだと、何か所必要だという、そういうふうにならざるを得ないとは思いますが、例えば増設によってどんな効果を期待しているのかという点ではどうですか。

○（建設）雪対策課長

増設の効果については、まず基本的に増設となりますと、単純に今の 6 地域を 1 地域増やし、また機械もさらに分けてとなりますと、当然それは機動力は上がってこないのですが、増設に向けてあわせて機械も増やしていくという、そうすることによりまして、市全体に投入される除排雪機械が増えることとなりますから、きめ細やかな除雪に向けて対応していけるのではないかとということがメリットでございます。

○林下委員

きめ細やかとか、例えば 15 センチメートルから 10 センチメートルに変えるとか、そういった点については、市民の皆さんも非常に期待をしているのではないかと思います。私も、議員になって 8 年ほどですが、相当除雪の問題では市民からいろいろな御意見をいただいて、しばしば議会でも取り上げてきたのですが、一番多いのは、実は恐らく皆さんも十分承知だと思っておりますが、3 種路線、俗に言う生活路線、苦情が多いということで、市民の感覚からすれば、こういう路線も少し除雪の頻度も今度は上がるのかと、そういうイメージは当然皆さん持たれていると思うのですが、市民のニーズに応えるという意味では、どういう計画になっていくのか、イメージはありますか。

○（建設）雪対策課長

3種路線の苦情というのは、私どもも市民の声を聞いていろいろと分析している中では本当に多いということは重々認識しているところではございます。検討ということになりますと、現在はとりあえず、先ほど来御説明させていただいております四つのテーマについて検討をさせていただこうと思っておりますが、代表質問での林下委員への市長の答弁でもございましたが、四つのテーマ以外にも、市長が、市民の要望を踏まえて検討していかねばならないという認識をもうお持ちでございますので、今後の課題ということで整理させていただきたいと思っております。

○林下委員

何となく除雪の回数が増えるのか減るのかというのは、なかなか理解のしにくいお話でしたけれども、もう一つ、実は冬期間通行止めになるところの対策とか、あるいは非除雪区間を解消してほしいということも、そう多くはないにしても、その地域の特性として結構あると思うのです。そのようなところの検討はされているのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

冬期間の通行止めの解消というところの検討だと思うのですが、現在はこちらについてはまだ検討の中には入れてございません。先ほどの3種路線の関係とも重なるのですが、そういった要望が寄せられているのは重々承知しておりますので、大変恐縮ですけれども、今後の課題ということで整理をさせていただきたいと思っております。

○林下委員

あっさり検討していないと言われたら質問を続けることが難しいですけれども、ただ、一般的にはやはり市民のニーズにどう応えていくのか、本当にきめ細やかな除雪とか、15センチメートルから10センチメートルに、これは本当に素直にこのニュースを聞いた人は、変わるということを非常に期待されていると思うのです。それで、予算はとったけれども、結果としては苦情が同じだったと、こういうことでは非常に市民の期待に応えることもできないし、市長の公約にも反する形になるということでは納得がいかないと思うので、その点については十分これから検討させていただいて、計画を立てていっていただきたいなと思います。

それでもう一つは、いろいろと課題があると思うのですが、例えば3種路線で、事業者の実施するような道路パトロールを今まではどんな形で把握されていたのか、あるいは除雪の出動回数とか、時間とか、そういったものは市でどのように把握されていたのか、その点について確認したいと思います。

○（建設）雪対策課長

3種路線についての管理でございますが、まず基本的にはステーションにパトロールをお願いしてございますので、ステーションのパトロールを基本として私どもも管理しているという状況でございます。ただ、そのほかにも私ども市でもパトロールはしてございますが、市民からの苦情、また、ステーションから大分ひどくなってきたようだとお話をいただいたら、当然私どもで出向きまして、状況を見て、対応するかしないかということを決めさせていただいているという、そういう状況でございます。

○林下委員

私になぜこういう質問をしたかといえば、私も市民から問い合わせがあったときに、いや、道路パトロールが行って、どういう状況か常に確認しているから、あまり生活に支障を来すような状況にはなっていないのではないかと、というお話しを1回したことがあるのです。そうしたら、いや、道路パトロールは見たことがない、道路パトロールとはどういうものだと、逆にこういうお叱りを受けた経験があるものですから、こういう話をさせていただきました。その点についても、チェック体制というのは前にも実は聞いていますから、やられているということは承知しているのですが、市民の目に届かないというところはきちんと改善しなければ、努力が報われていないと思うのです。その点について、よく対策を考えてもらいたいと思います。

それともう一つは、先ほど空き家対策の話もありましたが、空き家対策で、これまで部署は違っていると思うのですが、市に市民から土地を寄附したいという申入れがあっても、全部断っていると私は理解をしているのですが、例えば市長が答弁をしているように、空き地を利用して除雪した雪を空き地に持ち込むという話がありましたけれども、市民から土地を市に寄附したいという提案があっても、それは受けられないという、これは建設部とは関係ない部署の話だと思うのですが、何とか連携して、そういう有効に使える土地が、取得できるのであれば積極的にやらないと、こういう押しつけていくところが確保できないと思うのですが、その点についてはどう考えていますか。

○建設部片山副参事

除排雪の課題として、排雪量の抑制というのが大きな課題だと認識しております。今、委員の御指摘、提案していただいた地域のそういう雪置場の確保というのを大きな課題の、排雪量を抑制するための有効な手法と考えておりますので、もしそういう寄附があるということであれば、地域の実情も考慮しながら、その寄附については検討してまいりたいと思っております。

○林下委員

この除雪の問題は非常に注目をされておりますが、現在のところ予算も体制も具体的にはまだ示されていないということで、先ほどほかの委員からも本当に大丈夫かと、間に合うのかというような御指摘がありました。私が非常に懸念しているのは、既に除雪事業者とか、トラックの事業者だとか、そういった会社の幹部とおぼしき方が花園かいわいで、今年は小樽の除雪は私たちがやることになったのだと、仕切るというお話をしながら飲んでしゃべっているという情報を私は伺っているのです。私は実は酒を飲まないものですから、そういう話は聞いたことはないのですが、そういう話が実は流されておりました。

それで、具体的な話、何回か聞いたのですが、これで公平・公正な入札というのでいいのかという心配なども含めて、そういう色になっていくと、ドリームビーチの問題がこれだけマスコミに取り上げられた後でもありますし、第3回定例会で予算を提示していただいたときに大変な議論になってしまうのではないかなということも私は心配をしているものですから、ぜひその点についても十分いろいろな形で情報の管理も含めて指示していただきたいと思いますという、答弁は要りませんが、そういう懸念を持っていることだけは御理解いただきたいと思います。

◎「小樽市水道局と札幌市水道局の連携協力に関する基本協定」について

次に、「水おたる」という広報誌、この間たまたま見ていたのですが、これによりますと、札幌市水道局と連携協定を3月に締結したと。具体的には、銭函地区と手稲区星置地区において、緊急時に双方に水道水を双方向に融通し合える連絡管の整備あるいは災害時の相互対応というようなことを今、話し合っていると。非常に意義深い政策だと思うのですが、残念ながら具体的にいつから供用するかとか、あるいはこの具体的な内容がどういった、例えばどこで管をつなぐとか、そういったことは別にしても、いつから運用されるというのが市民も関心は持っていると思います。その点についてお伺いしたいと思います。

○（水道）整備推進課長

札幌市との基本協定の締結については、今年の3月20日に札幌市水道局において締結しております。5月に緊急連絡下の整備を想定している箇所として3か所を今考えているのですが、それらの場所について、両市で現地の視察を行ってきております。

今回の協議につきましては、今月中にできれば行いたいと考えておりますけれども、両市がそれぞれリスク想定を行って、災害時における必要水量とか、あと、送れる水量、この辺を両市の考え方を示し合って、どこまで協力できるかということをお話し合って、具体的内容を詰めていきたいということでございます。そういったことが具体的にいつに実現できるかとか、そういうのはこれからいろいろな課題がありますので、その辺の整理をしながら

進めてまいりたいと。新聞報道にもありましたけれども、この緊急時連絡管の整備につきましては、平成 28 年度以降、着工に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○林下委員

◎水道施設の耐震化への取組について

水道施設の耐震化の取組もこの「水おたる」には載っているのですが、これはライフラインの確保という意味では非常に私も市民も注目をしていると思っております。この資料によりますと、施設で 4 か所、36.4 パーセント、ここが肝心な管路が 44.6 キロメートル、82.7 パーセントになっていると思うのですが、この資料を見る限り、網の目のように張りめぐらされているはずの水道管の総延長から考えますと、53.9 キロメートルで管路の耐震化は終わりかと。これはどうなのだろうと私はこの資料を見る限り思ったのですが、これは水を断たれると市民の生命にかかわることですから、ライフラインの確保ということで、耐震化の計画というのはどのような形になっているのか、お知らせください。

○（水道）整備推進課長

水道施設の水道管の耐震化とは、管と管をつなぐ継ぎ手部分に伸縮性を持った部材が、抜け出しを防ぐ機能を備えた構造とするような管を整備していくものなのですが、この耐震化の対象管路につきましては、主要幹線のほか、給水拠点となる避難所や災害時基幹病院への管路について整備するというところで計画してございます。全体計画といたしましては 174 キロメートルを予定しておりまして、ここで先ほど林下委員がおっしゃっていた「水おたる」に載っていた 53.9 キロメートルというのは、平成 30 年度までの計画でございまして、その 30 年度以降は随時、残りの管路について計画的に整備したいということで考えてございます。

○委員長

民主党の質疑を終結し、石田博一委員に移します。

○石田委員

◎小樽市住宅エコリフォーム助成事業について

まず、先ほど共産党の川畑委員、それから民主党の林下委員から出た住宅エコリフォーム助成事業の件ですが、先ほど林下委員から、もうてっきりこれは 4 月 1 日からいくと思っていらっしゃって、この辺がちょうど、私、新人なので、この平成 27 年第 4 回定例会において、全会一致で可決したということも聞いておりますが、私は当然いなかったのかかわっておりませんでしたけれども、どこがどういうすれ違いでこういうことが起こっているかなということが、まず疑問に思うのです。

それで、まず、この第 4 回定例会で可決後、4 月 1 日までの間にどのような取組をしていたかということをお聞きします。

○（建設）建築住宅課長

可決後の 4 月 1 日までの間の取組を具体的にということだったのですが、具体的には前建設常任委員会委員でつくられた勉強会で意見を重ねてつくっていただいた規則を基に、建設部案としての規則をつくっていました。その中身としては、具体的には助成額の限度ですとか、省エネ基準をどの辺に持っていくなど、また、届け等がありますので、この様式の作成等々を行っていた状況であります。

○石田委員

これは私の情報ですが、中松前市長から、そもそも森井市長に一切の引継ぎがなかったと聞いております。ということは、もともと来年からのスタートということが大前提だったとしかとれないのですけれども、その辺いかがなんでしょうか。

○建設部松木次長

今、委員がおっしゃるとおり、新市長就任後、各部からの重要案件の御説明をします。そういった市長のヒアリングがございますけれども、その中に住宅エコリフォーム助成事業に関するものはございませんでした。

それと、もう一つ今、今年度からどうかということにつきましては、基本的には来年度から実施という形の中で、お話が来たというところがございます。

○石田委員

それであれば、本来であれば第 1 回定例会、第 2 回定例会でもそれが出てきていないという時点で、逆にほかの議員の皆さんというのは、どうなっているのだということ、それまでには追及がなかったのでしょうか。とにかくどちらにしても、今回、遅くてもこの第 2 回定例会には出てくるだろうと議員の皆さんが思っていたということは、それまでに建設部から議員の皆さんに何らかの説明がなかったかどうかということをお聞きしたいのですけれども。一番今、問題になっているのが、第 2 回定例会でこういうことになってきているので。

○建設部松木次長

議員の皆様という意味でしょうか。議員の皆様につきましては、今、私どもは部の規則案がございますので、その案を皆様に今日はいろいろと御報告をさせていただいて、今後、新しい委員の方に報告させていただいて、詳細な規則案につきまして、これから皆さんにお示しをして、御意見をいただきたいと考えています。

○石田委員

この資料というのは、今日初めて来た資料なのですけれども、これを見ていきなり皆さん平成 28 年度スタートと今日思ったのだと思うのですけれども、それはありということなのでしょうか。そこだけ聞きたいです。

○建設部松木次長

基本的に、現時点の部の案といたしまして、平成 28 年度の予算案ということでやっていきたいと考えてございます。ただ、今、市長から予算特別委員会の中でお話がございましたので、それを含めて事業者にはヒアリングをして、実際の生の声を聞く中で作業を進めていきたいと思えます。

○石田委員

一応、市長から答弁も聞いておりますが、少し何か納得できない部分もあったので、これ以上は自分はやめます。

◎除排雪について

それでは続いて、除雪ステーションの数の見直しだとか、何個から何個になるのかとか、いろいろ聞こうと思ったのですけれども、もう既に全部出ております。それから、機械の数やオペレーターの数についても聞こうと思いましたが、これも全部出ております。

これだけは聞いてみましょう。先ほど、機械の数で、市が主にロータリの機械を用意して、民間でグレーダやドーザーを用意するということでしたが、今の民間、それと市で合わせた保有台数でこれから組んでいくということなのですけれども、森井市長がおっしゃる路面整正も含めたよりきめ細やかな除排雪に見合うような状態なのかどうかをお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

現在、市、また昨年、受託していただいた業者が持っている台数、これと今後、市長公約にあります作業との比較でございますけれども、基本的に現状以上の作業をするということでございますので、現在、26 年度の体制の中の機械では間に合わないと考えてございます。

○石田委員

これも何回も出てきていますが、再度確認ということでお尋ねします。参与の起用というのが非常に話題になっています。市長公約の実現のために官民豊富な経験を基に人選されたということでもあります。この参与は特に建設畑に精通しておられるということなので、この除排雪についてはしっかり取り組んでいただきたいと思うところで

ございますが、お尋ねしますけれども、参与就任以来、本日に至るまで、参与と一緒に行われた打合せ等、およそ何回実施され、そして具体的にどのような項目の要請があったか、お答えください。

○建設部片山副参事

先ほどの答弁と重複するかもしれませんが、参与との打合せの回数については特に数えておりません。1日1回以上、日によっては必要の都度打合せを行ってございます。具体的な項目ということでございますが、市長公約の実現に向けて、検討を進めるに当たってその考え方や方向性についての参与のお持ちになっている知見の中から助言をいただいて、打合せを行ってございます。

具体的内容としては、除雪拠点の見直しの増設については、降雪に対する除雪のタイミングが遅いエリアが対象であり、向上を図ることが目的であるということでございます。がたがた路面の解消には、バス道路などの幹線道路が中心であるということでございます。また、雪堆積場の増設については、公有地を中心に候補地の案をいただいているところでございます。

○石田委員

雪堆積場の候補が幾つか出てきていると答弁がありましたが、例えばどういうところがあるのでしょうか。

○建設部片山副参事

具体的場所は、今この場でお知らせすることはできないのですが、公有地、市が保有している土地を中心に提案をいただいております。

○石田委員

要するに、除雪ステーションを増やすこともいいのですが、雪堆積場を増やして、しかも置きっ放しでいいという都合のいい雪堆積場があれば、運送経費が下がるということでございますので、いち早く慎重にそれをやっていただきたいなと思っております。

それと最後に、これは私の住んでいる地域で今年起こったことなのですが、私の住んでいるところはいわゆる北ガス通りというところで、貯金事務センターから下がってきて、それから私の向かいには、そこから今度、三角道というか、花園小学校へ抜けるちょうどTの字にぶつかったところの道路なのです。真冬になりますと、大体朝4時半から5時に起きて除雪を開始します。朝起きて思うのですが、必ずしもではないのですが、傾向として、家の前に車の出入りがありそうな可能性のあるところは、比較的置き雪を小さくしていただいているみたいです。全く車の出入りの可能性のないところは、完全に山にしていきます。これは、それでいいとは言いませんけれども、実際に車で朝出られる方はその部分は少し軽減されているなと思います。そういう気遣いでなされていることだろうと思っていますが、今年起こった事件が、私、4時半と申しますが、3時ぐらいから起きてすっかりきれいにして高齢の方が向かいに住んでいます。そこは全く車の出入りの可能性のない家です。ですから、私が起きていった5時には、もうすっかり家の前がきれいになっております。ところが、その日に限って、雪の道路の完全に氷を剥がしてというようなやつがありました。厚さ20センチもあるような、塊を家の前に、七、八メートルにわたって、1メートルぐらい積んだまま終わってしまったのです。いかに私、例えばお手伝いに行っても、さすがにこの短い時間であれだけのものを処理するということが不可能でありまして、当然その70を済んだ高齢の方では全く無理なのです。

でも、これは市の責任というよりも、その業者のモラルが問われる問題だと思うのですが、そのような指導、市から、このようにやってください、こうやってはだめですよという指導もお願いしながら、そして今回、特別にこの副参事ということで、そういう特別の待遇で来られた片山副参事をお願いというか、そういう部分も含めて、森井市長の除雪は変えるのだということに対しての意気込み、私、どうしても民間会社で販売をやっていたものから、キャンペーンか何かあると本当にやるぞという、こういう感じの気合い入れをしますので、ぜひ片山副参事にそれをお伺いします。

○建設部片山副参事

除排雪業務への意気込み、除排雪業務の目的は、冬季における安全で安心な市民生活や本市の経済活動を支えることだと思っております。そのための手段として、がたがた路面の解消や除雪出動体制の見直しがあると思っております。

ただ、特に本市の財政状況等を見ますと非常に厳しい状況があると思っておりますので、限りある予算、それから機械と人員にも限りがありますので、私一人の力では微力でございますので、いろいろな知恵や皆様の工夫、御協力を得ながら、市長公約を実現することを通して、将来も持続可能な除排雪体制の構築を行っていきたいと考えてございます。

○石田委員

よろしく願いいたします。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 50 分

再開 午後 5 時 55 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○川畑委員

陳情第 4 号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について、採択の討論を行います。

市民により住みよい環境を提供するのが議会として大切な仕事だと思います。改修に当たっては、臨時市道整備などで対処していくべきです。

詳しくは本会議で討論いたします。

○前田委員

陳情第 4 号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方については、継続審査とすることを求める討論をします。

この地域の抜本的な雨水処理については、市道と側溝の段差解消や新たな側溝の整備など、多額の費用を要することから、検討を要する部分も多々あり、軽々に判断すべきではないと考えております。

仮に、私どもの主張する継続審査が否決された場合には、自席にて棄権をさせていただきます。

詳しくは本会議で述べさせていただきます。

○高橋（克幸）委員

公明党を代表し、陳情第 4 号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について、継続審査を求める討論を行います。

この陳情については、本日、委員会として現地を視察してまいりました。この中で、狭隘な道路の中、側溝が設置されていないところでは、道路用地の境界が確定されておらず、予算内容も含め、もう少し時間をかけて審議すべきと考えているところであります。ゆえに今回、軽々に判断できないと考え、継続審査を主張いたします。

なお、継続審査が否決された場合は、自席にて棄権の態度をとらせていただきます。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第 4 号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

ただいま継続審査が否決されました、陳情第 4 号について採決いたします。

採択と決定することに、賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第 4 号及び第 10 号並びに陳情第 2 号について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情は採択と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

この際、所管事務の調査についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務の調査は、まちづくり基盤整備に関する調査についてとし、閉会中も継続して審査すること
といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。